

第6次福岡県男女共同参画計画の 考え方(答申案)について

令和8年1月 日
福岡県男女共同参画審議会

目次

第1部 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	基本理念	2
4	計画の期間	2
5	計画の背景	2
6	第5次計画の成果と課題	34
7	施策体系	35

第2部 施策の方向

柱1	あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現	38
(1)	働く場における女性の活躍推進	39
	①女性の就業支援	
	②働く女性のキャリア形成支援	
	③女性の多様な分野への就業促進	
	④女性の起業支援	
(2)	誰もが希望に応じて働ける環境づくり	43
	①多様で柔軟な働き方の推進	
	②仕事と生活が両立できる環境の整備	
(3)	地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進	46
	①男性の家事・育児等への主体的な取組の推進	
	②地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進	
(4)	様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進	48
柱2	誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	49
(1)	ジェンダーに基づく暴力の根絶	51
	①DV相談体制の充実と関係団体との連携	
	②DV被害者の保護体制の充実と安全確保	
	③DV被害者の自立支援と加害者に対する再発防止	
	④性暴力等の根絶及び被害者支援	
	⑤セクシュアルハラスメントの防止	
	⑥あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進	
(2)	生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援	59
	①支援対象者の早期把握と相談体制の充実	
	②安全の確保と安定した生活に向けた支援	
	③多様な主体との協働促進と支援体制の充実	
	④人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知	

⑤高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備	
(3) 生涯を通じた男女の健康支援	68
①生涯にわたる男女の健康支援	
②妊娠・出産の健康支援	
(4) 防災・復興における男女共同参画の推進	70

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	71
(1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革	72
(2) 学校等教育現場におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進	73
①ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進	
②ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進	

第3部 推進体制	77
1 福岡県男女共同参画審議会	
2 福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議	
3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」の機能強化	
4 市町村や関係団体との連携強化	

成果指標一覧	78
---------------	----

付属資料

○福岡県男女共同参画審議会での審議状況	80
○福岡県男女共同参画審議会委員名簿	81

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

福岡県では、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定（昭和61（1986）年に第2次、平成8（1996）年に第3次計画を策定）し、女性の地位向上の取組を進めてきました。平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法が制定され、同法を踏まえ、平成13（2001）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌平成14（2002）年に「福岡県男女共同参画計画」を策定（平成18（2006）年に第2次、平成23（2011）年に第3次、平成27（2015）年の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）制定に伴い、平成28（2016）年策定の第4次からは同法に規定する都道府県推進計画としても策定）し、令和3（2021）年に第5次計画を策定し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、平成8（1996）年には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センターあすばる」（平成15（2003）年に「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称）を開設し、平成18（2006）年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定（平成23（2011）年に第2次、平成28（2016）年に第3次、令和3（2021）年に第4次計画を策定）しました。

令和6（2024）年には、「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定しました。

第5次計画では、「性別にかかわらず人権が互いに尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会」「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」「新しい働き方・暮らし方を実現し、一人ひとりが望む生き方ができる社会」の実現を目指して、様々な取組を進めてきました。

こうした取組により、女性の就業者の増加や男性の育児休業の取得率の向上といった面では一定の成果が見られ、全体的な意識改革も進展しています。しかし、依然として男女間の格差や固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

さらに、ジェンダーに基づく暴力の深刻化や支援を求める女性の抱える問題の多様化、複合化、複雑化といった課題にも直面しています。

このような課題に対応する関連施策を総合的に推進していく観点から、「福岡県男女共同参画計画」、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を統合し、計画策定時からの社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、「第6次福岡県男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格

本県のジェンダー平等・男女共同参画の推進に関し、総合的、計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めるとともに、施策の推進にあたり現状や課題を考慮し、実施すべき事項を定めるものです。

本計画は、以下の計画として位置づけます。

- 男女共同参画社会基本法第14条第1項に基づく都道府県男女共同参画計画
- 福岡県男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画
- 女性活躍推進法第6条第1項に基づく都道府県推進計画
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく都道府県基本計画
- 福岡県総合計画を支えるジェンダー平等・男女共同参画分野の個別計画

3 基本理念

福岡県男女共同参画推進条例第3条の規定に基づき、次に掲げる理念を基本として施策を推進します。

- 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること
- 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること
- 男女が社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女がともに責任を担うこと

4 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

5 計画の背景

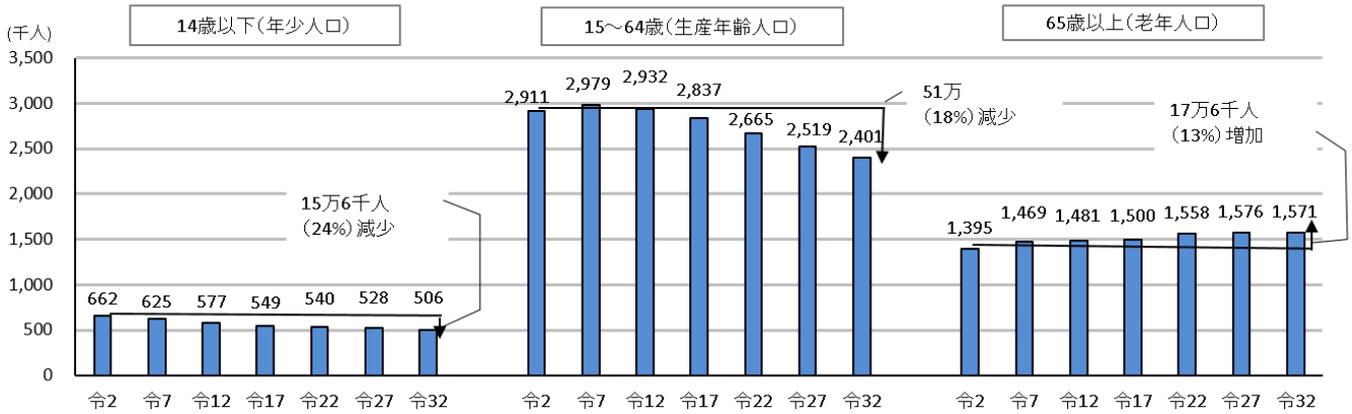
（1）人口、家族、生活の変化

① 福岡県の人口

福岡県の人口は、これまで増加基調でしたが、今後、減少に向かうと見込まれています。

また、少子高齢化の進行に伴い、年少人口や生産年齢人口が減少しています。社会を担う中核である生産年齢人口の減少は、地域社会の活力の低下、労働力不足の深刻化につながることで懸念され、持続可能な社会を維持するうえで喫緊の課題となっています。

図表1 年齢区分別将来人口（福岡県）

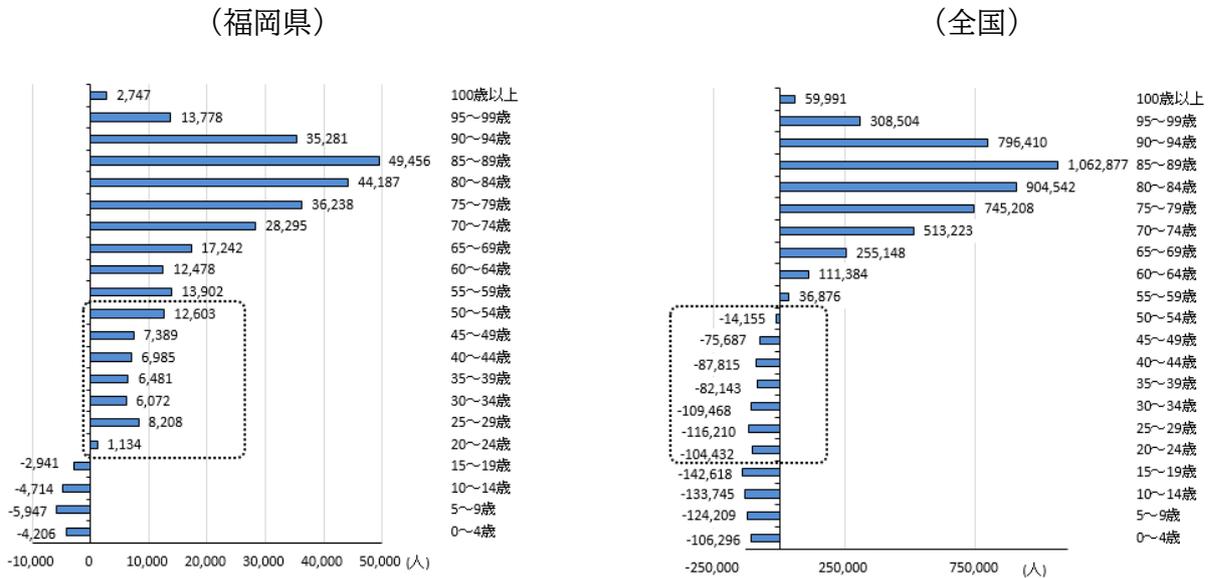


備考：令和2年までは総務省「国勢調査」（令和2年）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（令和5年）より作成

② 人口の女性比率

20歳代～50歳代前半の世代において、全国では女性の割合が低い状況にありますが、福岡県では女性の割合が高いという特徴があります。人口構造の面でも、女性の活躍は、福岡県が持続的に成長し豊かな社会を築いていくうえで重要であると考えられます。

図表2 人口構成（女性－男性）



備考：総務省「国勢調査」（令和2年）

③ 家族形態の変化

家族類型別の世帯数の変化を比較した場合、単独世帯、ひとり親世帯、夫婦のみの世帯、非親族世帯が増加しています。

また夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯数は、全国的に増加しており、総務省「労働力調査」によると、令和6（2024）年には1,300万世帯と過去最高

となりました。一方、男性雇用者と無業の妻からなる世帯は減少しており、令和6（2024）年は508万世帯で共働き世帯の半数以下となっています。

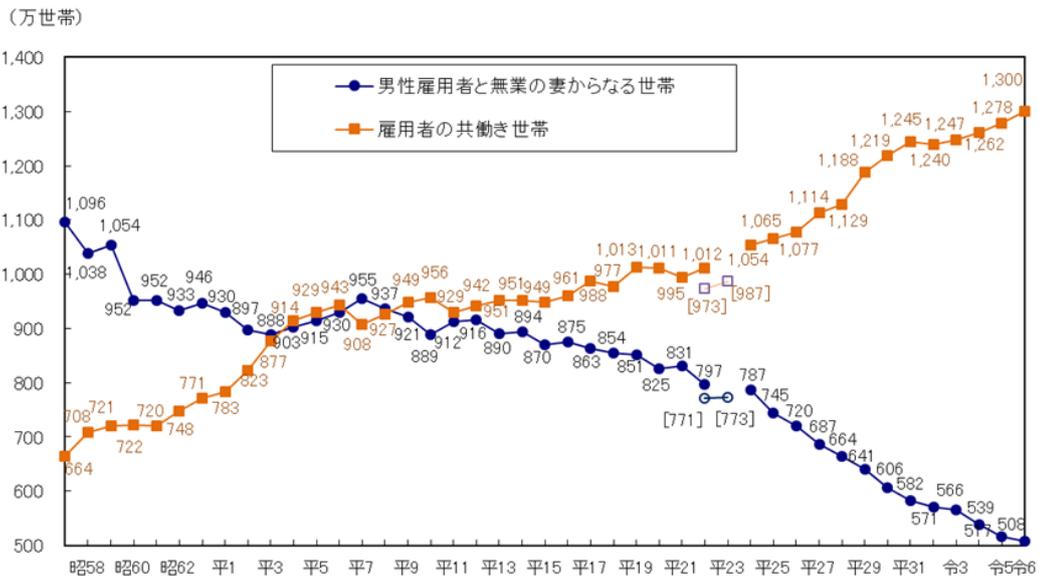
図表3 家族類型別の世帯数（福岡県）

(世帯、人)

	核家族世帯	その他の親族と一緒にいる世帯				非親族世帯	単独世帯	
		うち、夫婦のみ	うち、夫婦と子ども	うち、男親と子ども	うち、女親と子ども			
昭和60年	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
平成2年	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
平成7年	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
平成12年	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
平成17年	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
平成22年	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
平成27年	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806
令和2年	1,213,986	440,783	553,879	28,051	191,273	130,349	21,570	942,993

備考：総務省「国勢調査」

図表4 共働き等世帯数(全国)



1. 昭和58年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）、14年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び平成23年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

備考：総務省統計局「労働力調査」

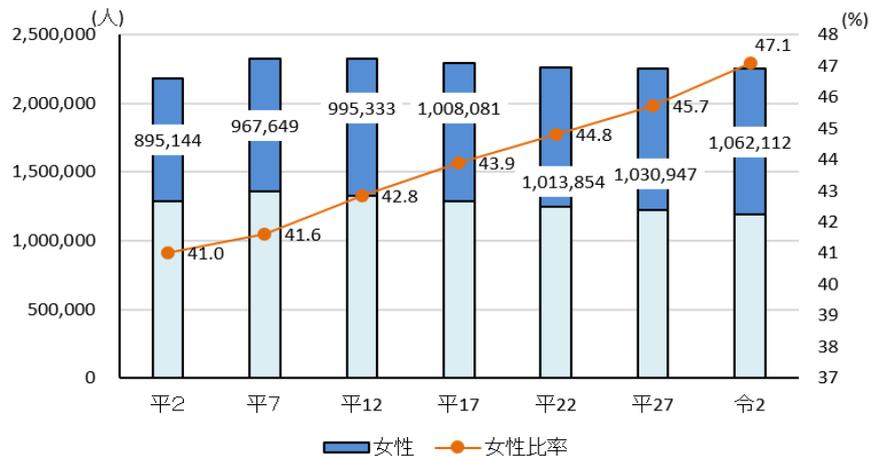
(2) 就業をめぐる状況

① 女性の就業状況

女性の就業者数及び就業者に占める女性の割合は増加しています。

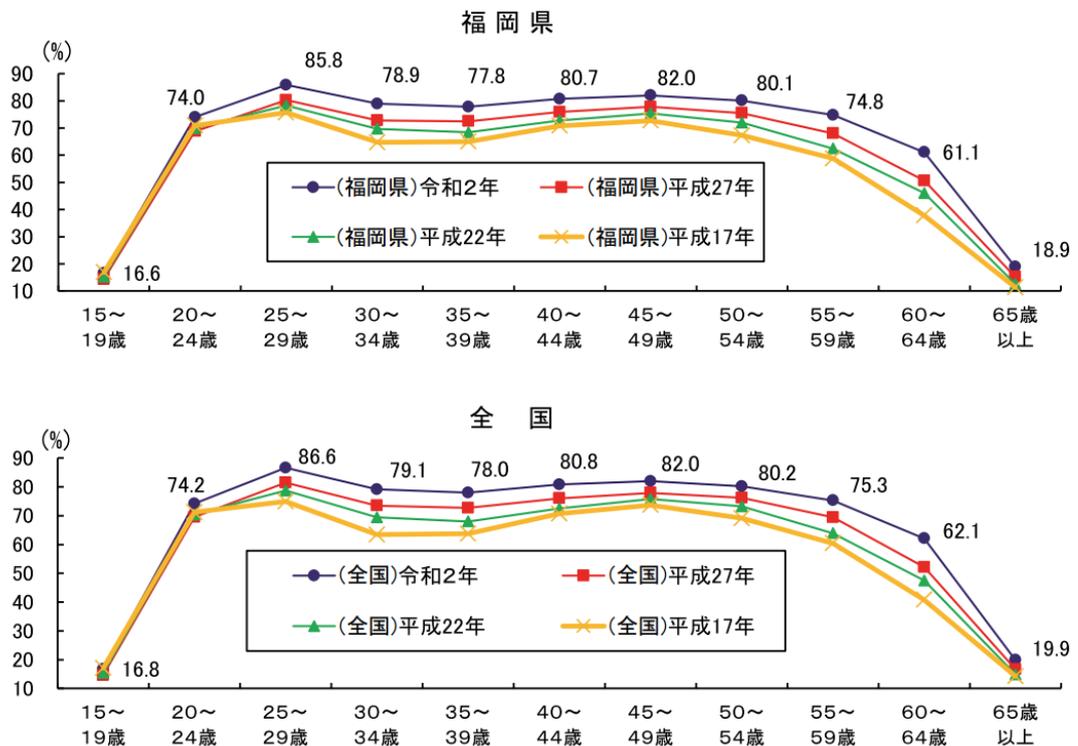
出産・育児等により離職する女性の割合は減少しており、いわゆるM字カーブの底は年々浅くなっています。一方で、県内の25歳～44歳の就業を希望する女性のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性は約1万5千人に上っており、働きたくても就業できていない子育て中の女性が依然として存在していることを示しています。

図表5 女性の就業者数、就業者に占める女性の割合（福岡県）



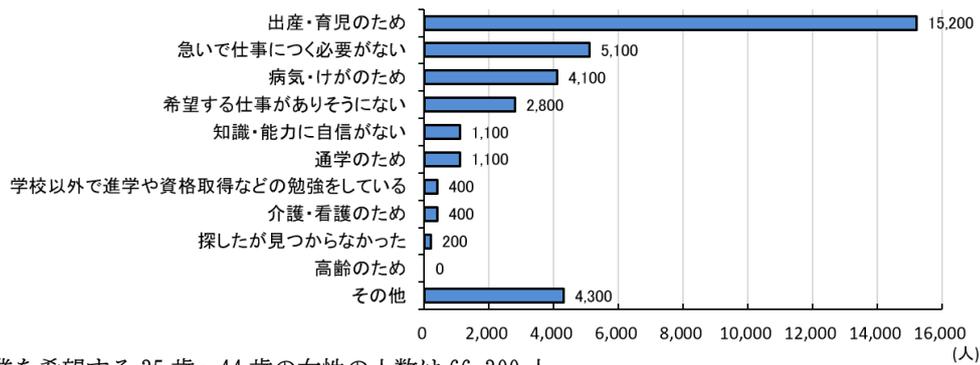
備考：総務省「国勢調査」

図表6 女性の年代階級別労働力率（福岡県・全国）



備考：総務省「国勢調査」

図表7 25歳～44歳の女性の就業希望者のうち非求職者の非求職理由（福岡県）



※ 就業を希望する25歳～44歳の女性の人数は66,200人

総務省「就業構造基本調査」（令和4年）

② 就業に関する希望と現実の就業

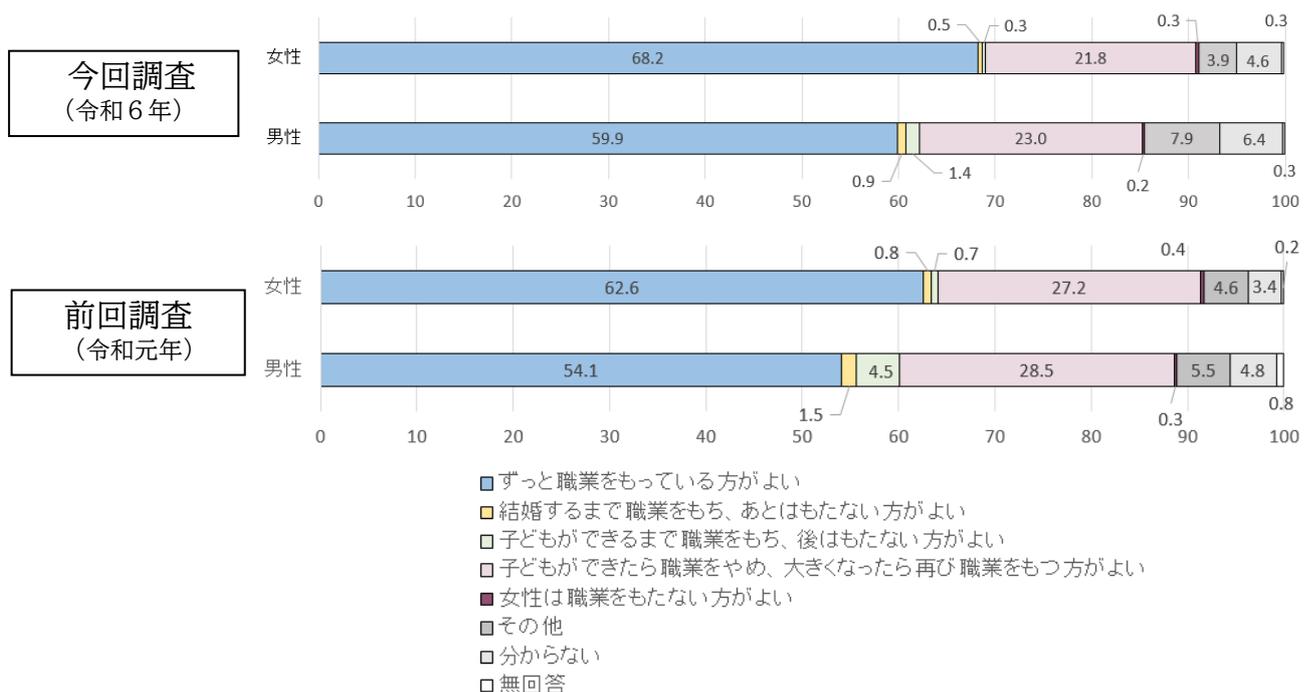
令和6（2024）年度に福岡県が実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、女性が職業をもつことについて「ずっと職業をもっている方がよい」と考える人の割合は男女ともに増加し、女性では約7割となっています。

これに対し、『就業継続』を考えている女性の割合（68.2%）よりも、実際の働き方で『就業継続』している女性の割合（60.0%）が少なく、就業継続を希望していても子育て等のために離職せざるを得ない状況が依然としてあります。

また、女性が働き続けるためには、主に、柔軟な働き方や仕事と家庭を両立しやすい職場環境・風土づくりが求められています。

図表8 女性が職業をもつことについての考え方と現実

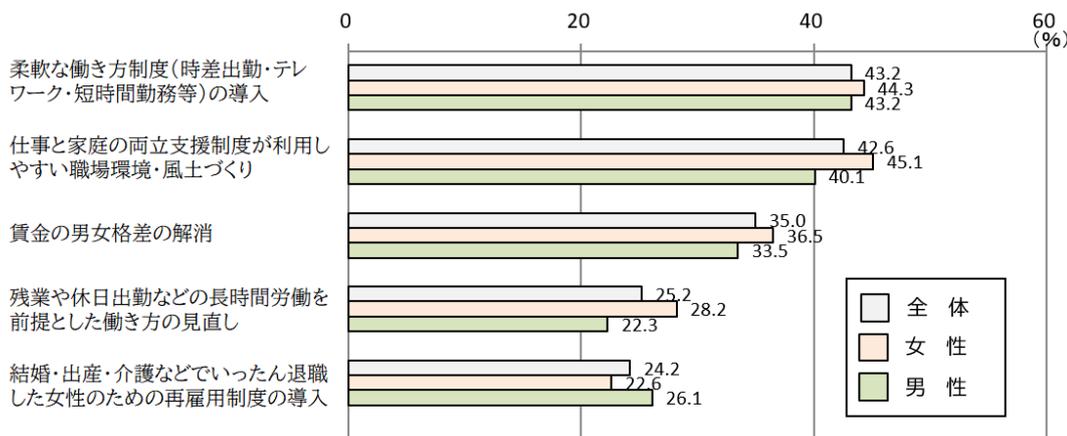
〔女性が職業をもつことについての考え方（福岡県）〕



〔女性が職業をもつことについての考え方と実際の比較（福岡県・女性）〕



〔女性が働き続けるために必要なこと（上位5位）（福岡県）〕



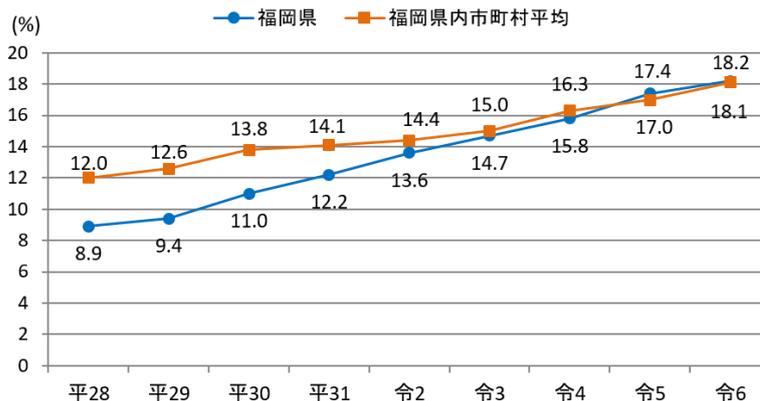
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

③ 管理職に占める女性の割合

福岡県における女性公務員の管理職登用の割合は、令和6（2024）年4月で18.2%、県内市町村における同割合は18.1%となっており、県や市町村の職員における女性の管理職への登用は、年々進んでいます。

県・市町村・県内事業所等における管理的職業従事者に占める女性の割合は、令和4（2022）年に17.9%まで上昇しましたが、男性の割合と比べると、いまだ低い状況にあります。

図表9 女性公務員の管理職登用の状況



※福岡県の数字は、知事部局、教育庁、県警本部の合計数値

(注) 市町村の管理職登用の状況については、課長相当職以上の職員について、集計している。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

図表10 県・市町村・県内事業所等における管理的職業従事者に占める女性の割合（福岡県）

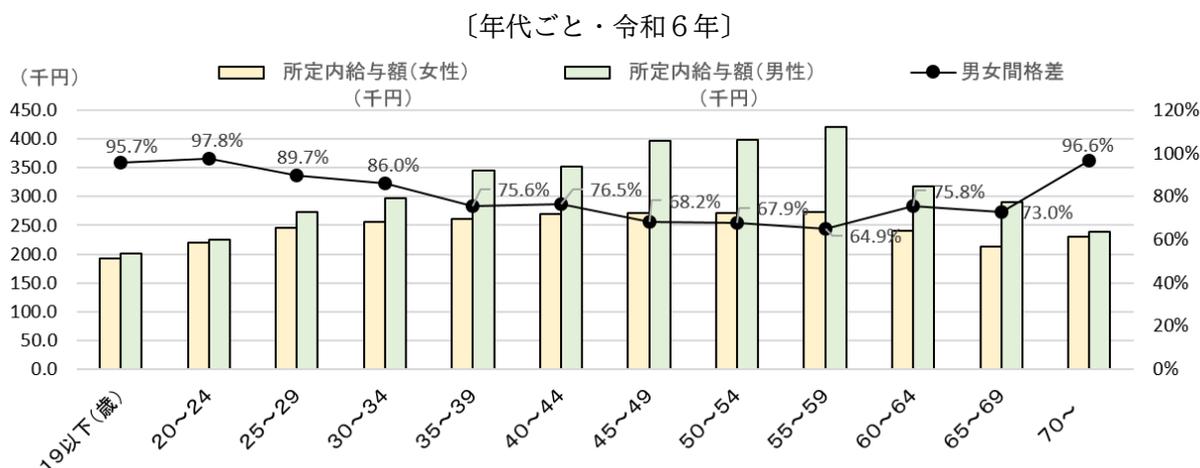
	福岡県
平成29年	17.3%
令和4年	17.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」

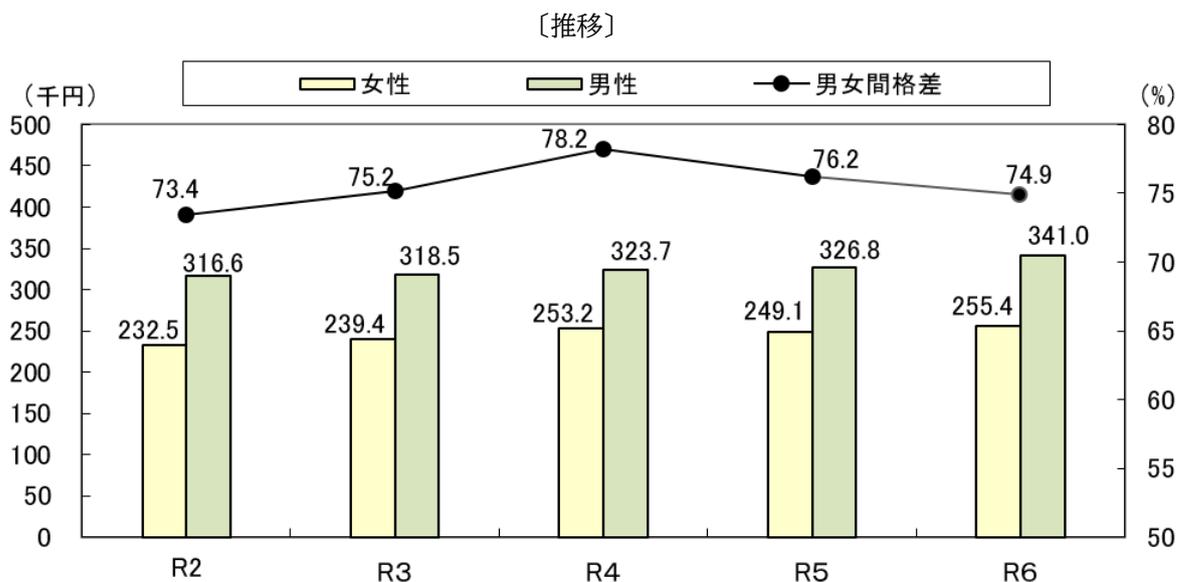
④ 男女間の賃金格差

男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は、20歳代前半までは90%を超えていますが、その後、50歳代まで年齢が上がるにつれ格差が拡大している傾向にあります。

図表11 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）



備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）



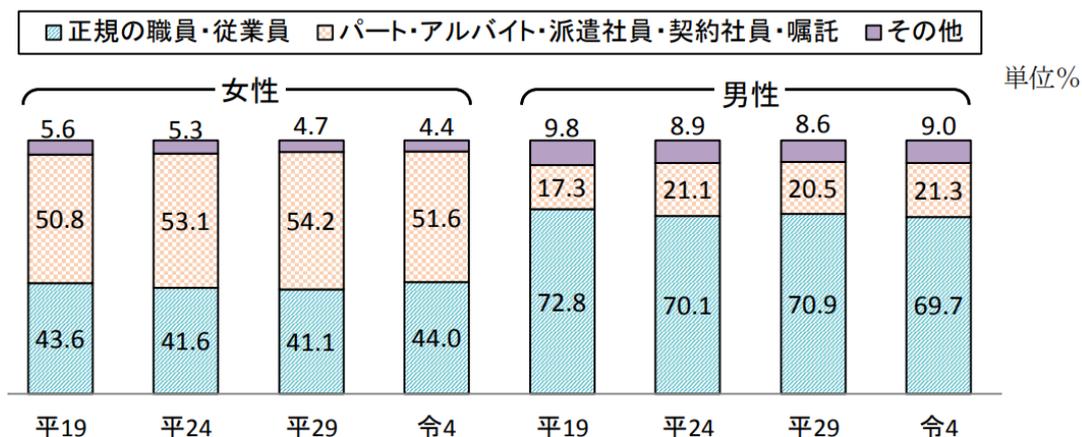
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑤ 雇用者に占める非正規雇用労働者の構成割合

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規雇用の割合は、女性が5割を超えるのに対し、男性は2割と男女差が生じています。

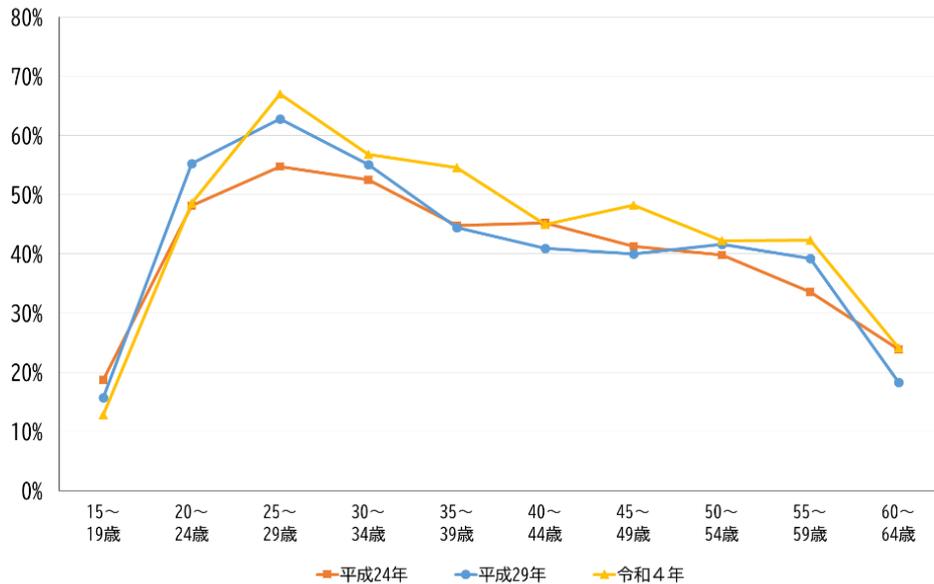
女性の年齢階級別正規雇用比率は、20代後半をピークに低下し、30代以降は非正規雇用の割合が高くなる、いわゆるL字カーブを描いています。

図表 12 男女の雇用形態（福岡県）



備考：総務省「就業構造基本調査」

図表 13 女性の年齢階級別正規雇用比率（福岡県）



備考：総務省「就業構造基本調査」

⑥ 女性の起業割合

福岡県では、女性起業者の割合は増加していますが、全国的にみても男女間で大きな差があり、女性の起業者はまだまだ少ない状況です。

図表 14 有業者に占める起業者の割合（福岡県・全国）

	平成 29 年		令和 4 年	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	3.1%	10.5%	3.2%	11.0%
全国	3.2%	10.4%	3.4%	9.9%

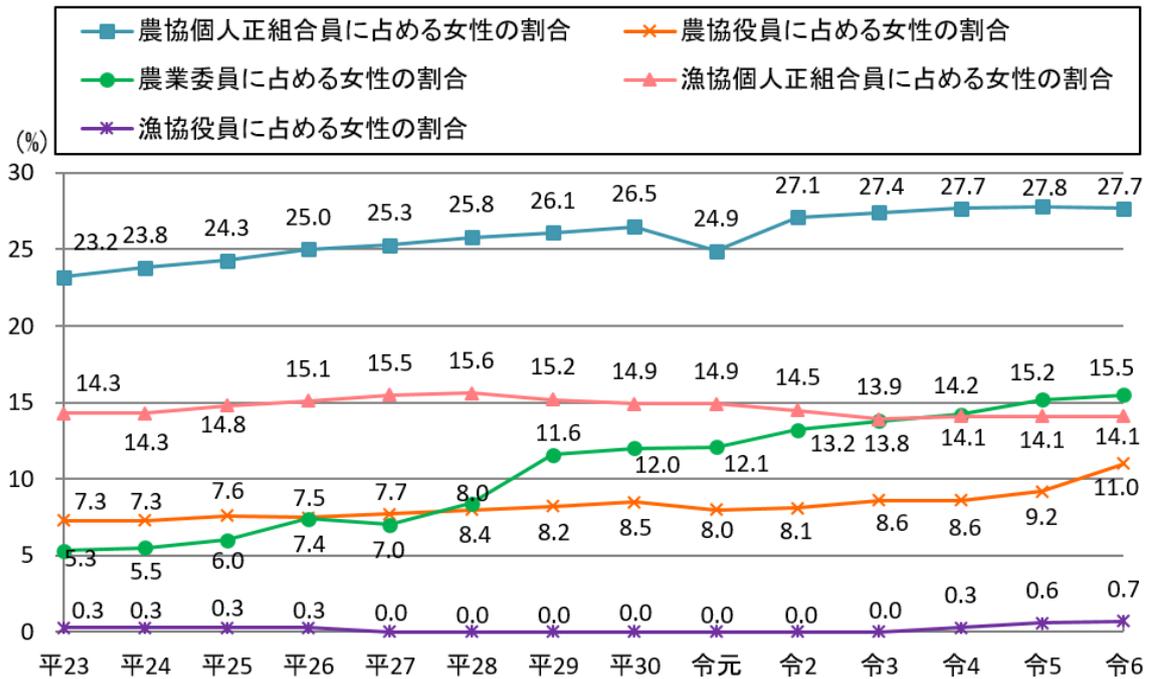
備考：総務省「就業構造基本調査」より作成

・ 起業者の割合は（「自営業主」のうち「起業者」＋「会社などの役員」のうち「起業者」）／「有業者数」×100 により算出

⑦ 農林漁業における女性の参画

農協の個人正組合員に占める女性の割合は概ね増加傾向にあり、27.7%が女性（令和6（2024）年度末時点）となっています。農業委員に占める女性の割合は、上昇傾向にあります。漁協の個人正組合員に占める女性の割合は、約14%で横ばいの傾向にあります。農協及び漁協の役員に占める女性の割合は上昇傾向にあります。

図表 15 農協・漁協等における女性の参画状況（福岡県）



備考：農業委員：各年 10 月 1 日現在（農林水産省経営局調べ）

農 協：各事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部団体指導課調べ）

漁 協：各事業年度末（3 月末現在）（福岡県農林水産部漁業管理課調べ）

（3）仕事と生活の両立の実態

① 男女の労働時間

男女の長時間労働の状況を見ると、年間就業日数 200 日以上の雇用者のうち週間就業時間が 60 時間以上の者の割合（以下「長時間労働者の割合」という）は、男女とも減少傾向であるものの、その割合は、全国平均を上回っています。

図表 16 男女別長時間労働者の割合（福岡県・全国）

	平成 29 年		令和 4 年	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	4.7%	14.6%	3.6%	8.8%
全国	4.4%	13.3%	2.8%	7.9%

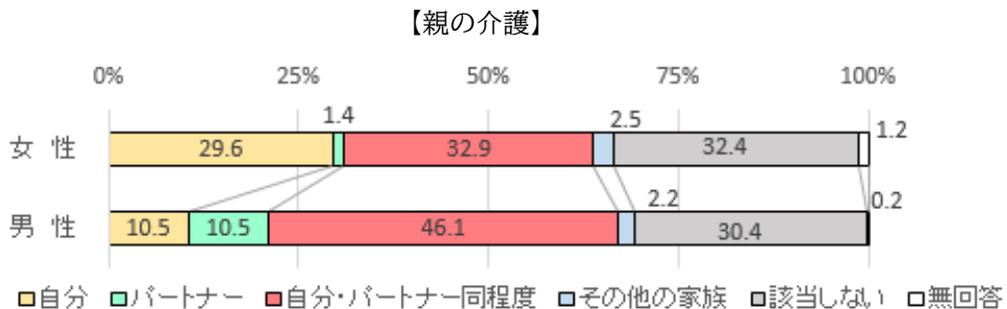
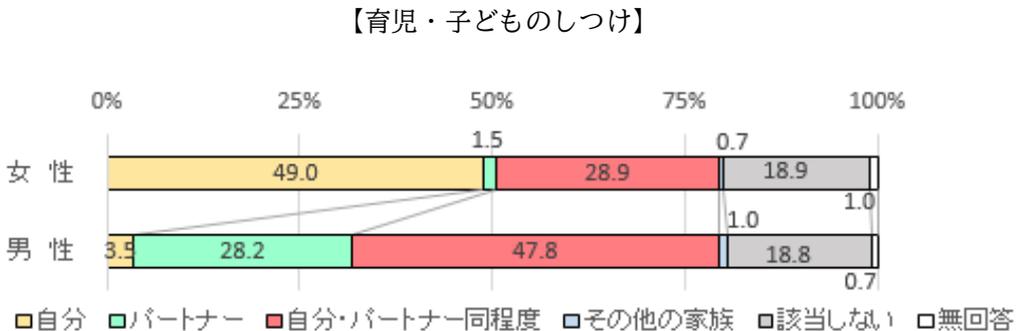
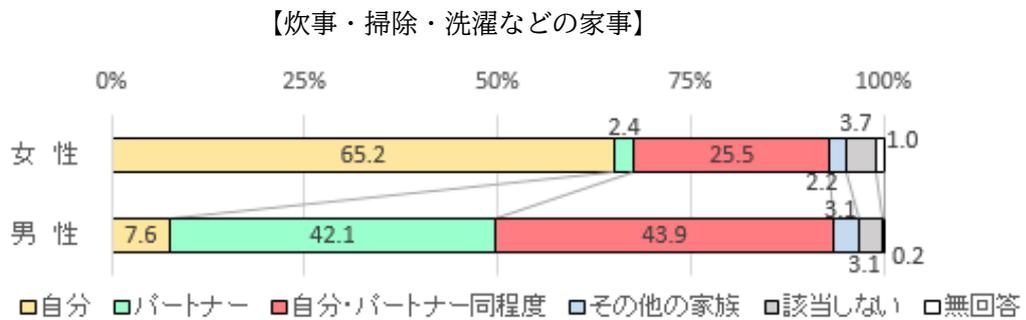
備考：総務省「就業構造基本調査」

② 家事や育児など家庭内の役割分担

県民意識調査によると、「炊事・掃除・洗濯などの家事」や「育児・子どものしつけ」について、女性では「自分」とする人の割合が最も多い一方、男性では「自分・パートナー同程度」とする人の割合が最も多くなっており、男女間での認識の違いが見られます。

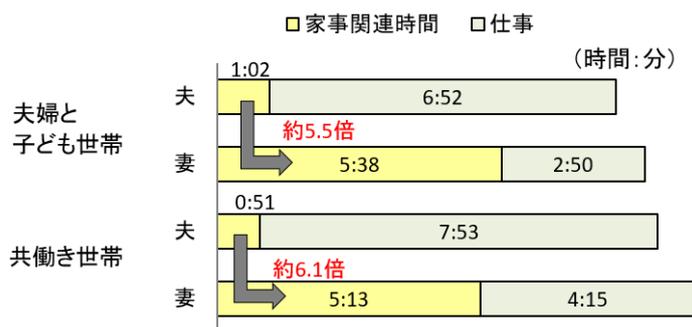
また、妻の家事関連時間は、夫婦とこども世帯、共働き世帯とも、夫の5倍以上となっています。

図表 17 家庭内の役割分担の状況（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

図表 18 夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間（福岡県）



※ 家事関連時間 ……「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の時間
 夫婦と子ども世帯…夫婦の有業は問わず子どものいる世帯
 共働き世帯 ……子どもの有無を問わず夫婦とも有業の世帯
 備考：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

③ 育児休業取得状況及び意識

県内事業所における男性の育児休業取得率は大きく上昇していますが、女性に比べると、取得率は低く取得期間は短い状況が依然としてあります。

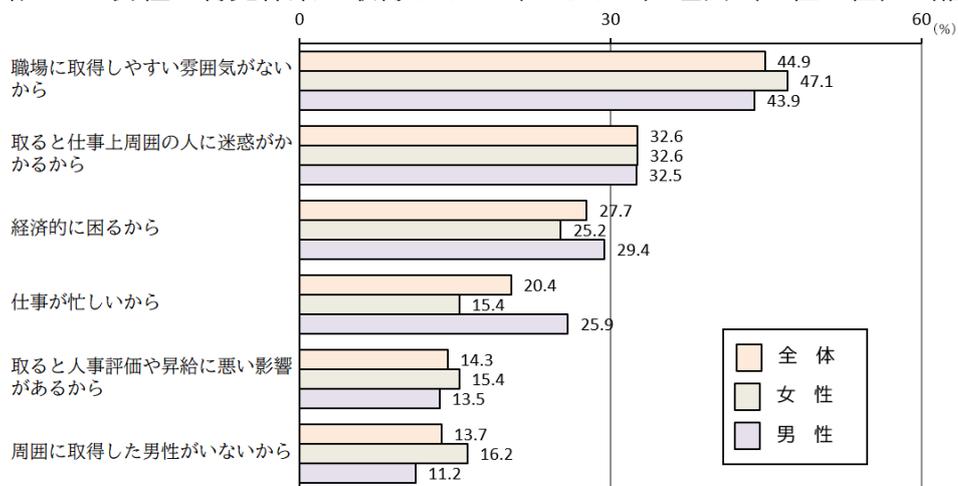
県民意識調査によると、男性が育児休業を取得しない理由としては、職場の雰囲気や仕事上周囲に迷惑がかかることを挙げる割合が高い状況にあります。

図表 19 男女別育児休業取得率（福岡県）

	女性	男性
平成28年	94.6%	3.7%
令和5年	95.7%	54.6%

備考：福岡県「令和6年度育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査」

図表 20 男性が育児休業を取得しない（できない）理由（上位6位）（福岡県）

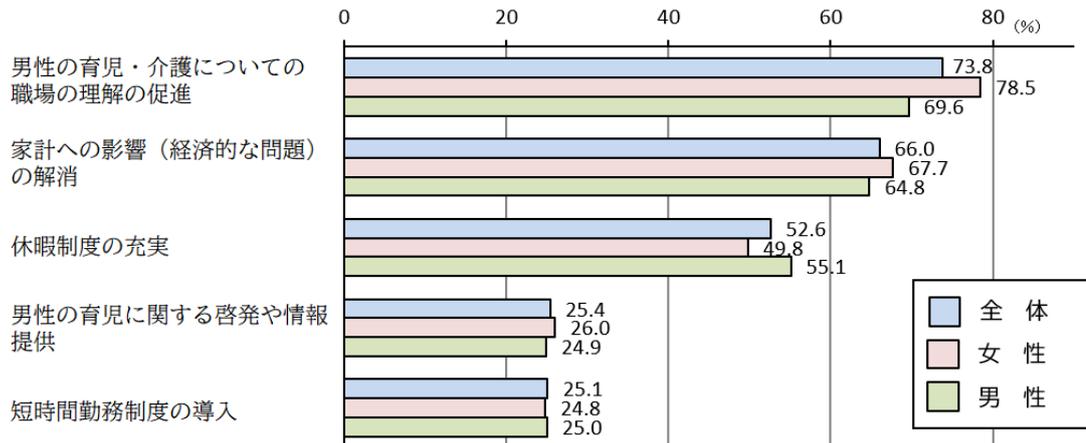


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

④ 育児・介護を担うために必要なこと

県民意識調査によると、男女がともに育児・介護を担うために必要なことについて、「男性の育児・介護についての職場の理解の促進」などを求める人が多くなっています。

図表 21 男女がともに育児・介護を担うために必要なこと（上位5位）（福岡県）



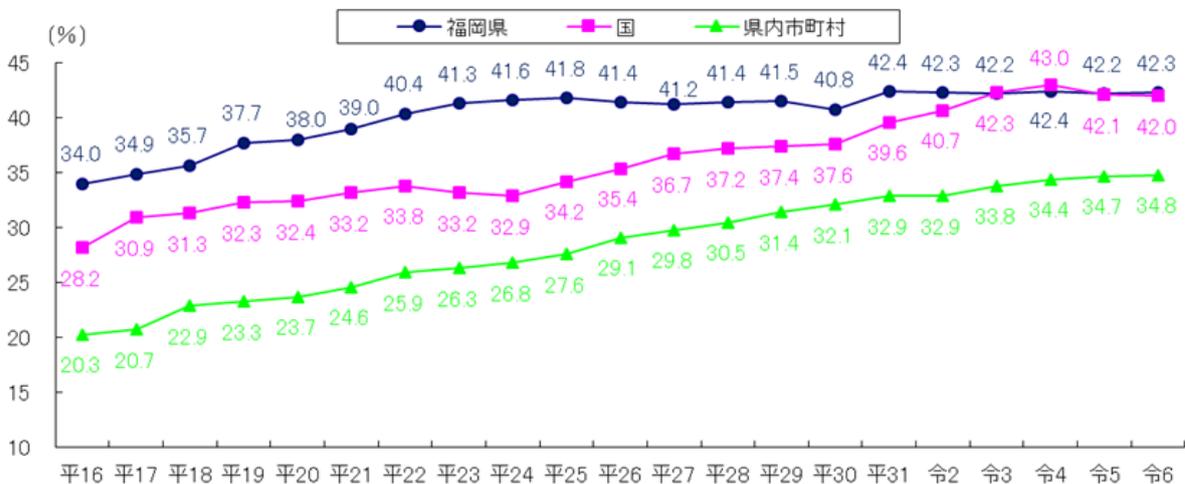
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

（4）地域における男女共同参画の状況

① 審議会等に占める女性委員比率（県・市町村）

県の審議会における女性委員の割合は4割を超えており、市町村の審議会においても、平成28（2016）年以降30%以上を維持しており、女性委員の登用が着実に進んでいます。

図表 22 審議会等における女性委員比率（福岡県、全国）

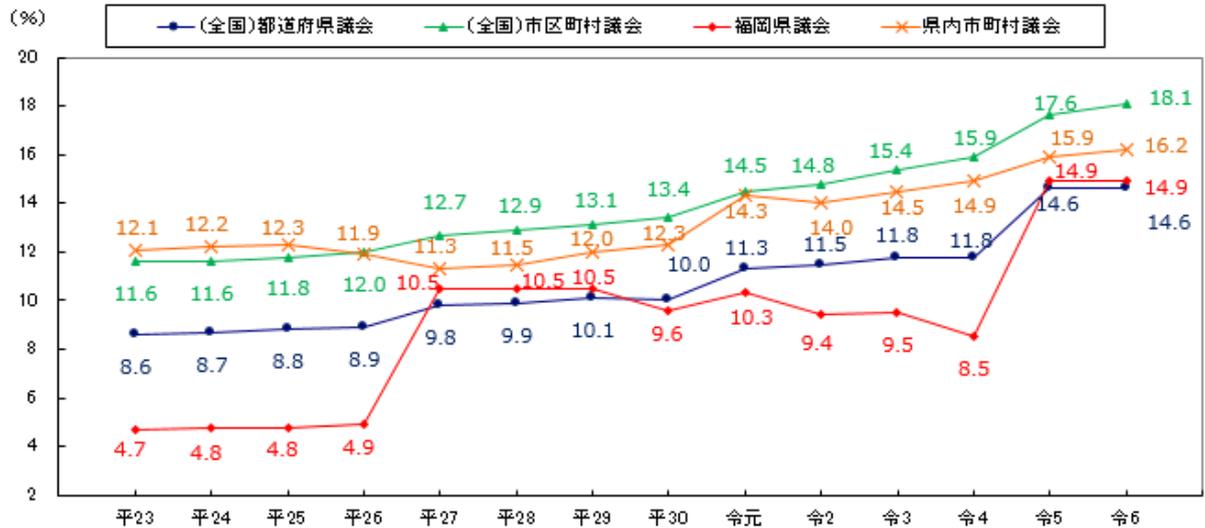


備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

② 地方議会における女性議員比率

福岡県議会における女性議員の比率は、令和6（2024）年12月現在で14.9%、県内の市町村議会議員における女性議員の平均比率は16.2%となっています。

図表 23 地方議会議員に占める女性の割合（福岡県・全国）



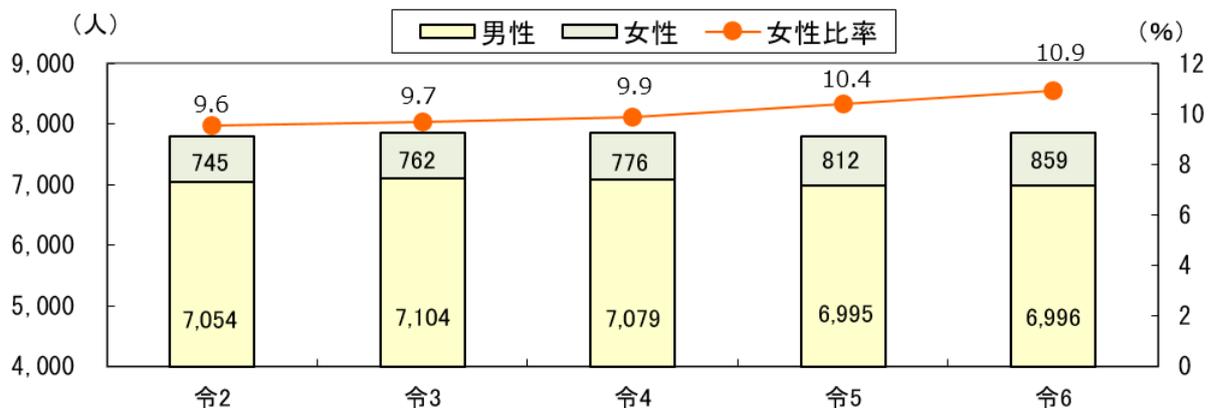
備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」

③ 自治会における女性の参画

令和6（2024）年7月現在、福岡県の自治会長に占める女性の割合は10.9%にとどまっています。

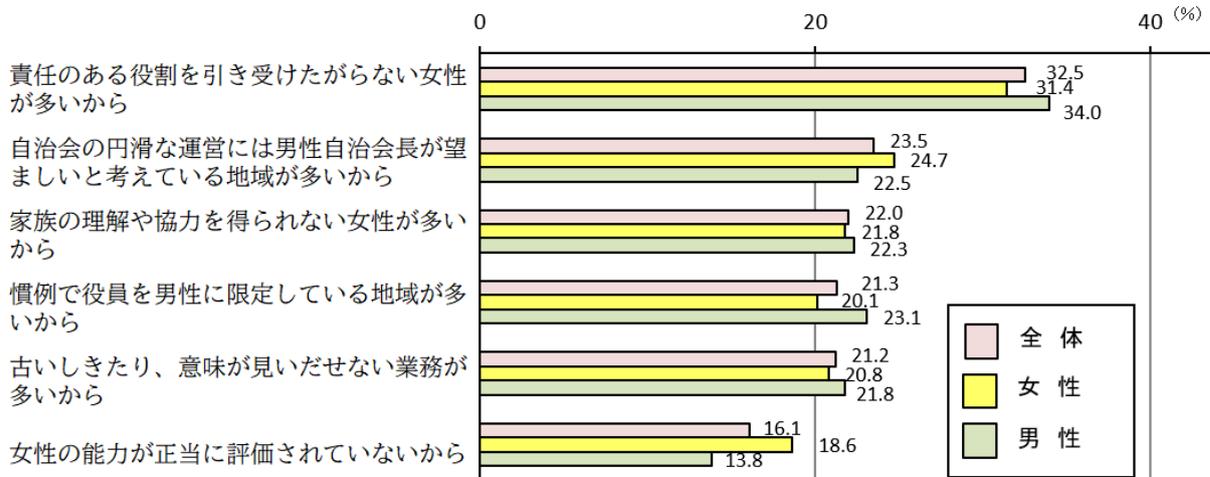
県民意識調査によると、自治会役員に女性が少ない理由として、「責任のある役割を引き受けたがらない女性が多いから」という回答が多く、次に「自治会の円滑な運営には男性自治会長が望ましいと考えている地域が多いから」という回答が多くなっています。

図表 24 自治会長に占める女性の割合（福岡県）



備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

図表 25 自治会役員に女性が少ない理由（上位6位）（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

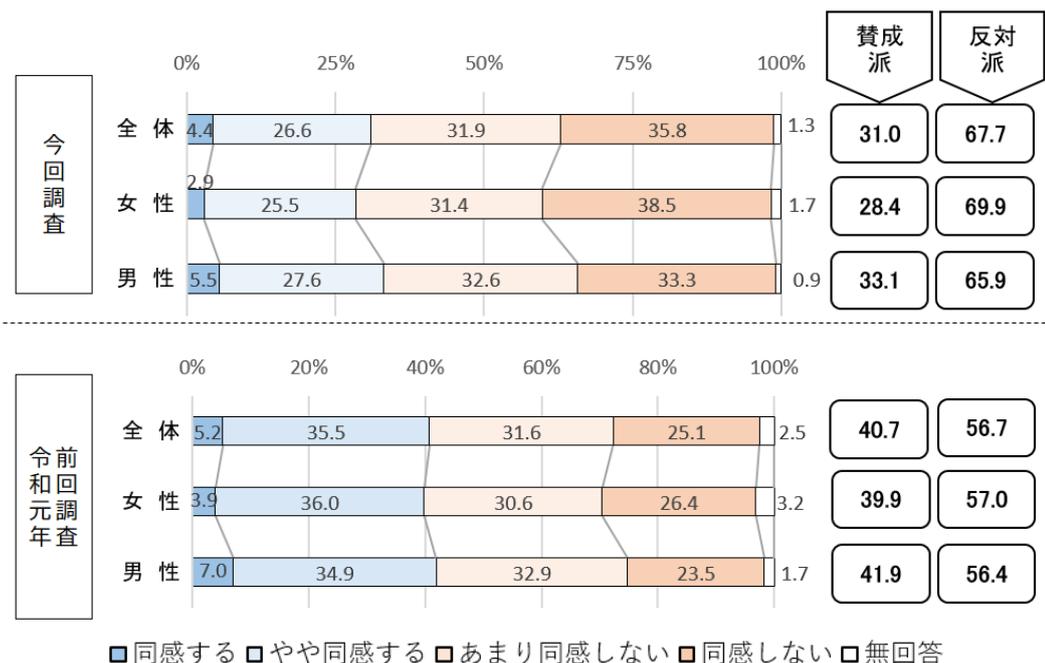
（5）県民の意識

① 固定的な性別役割分担意識について

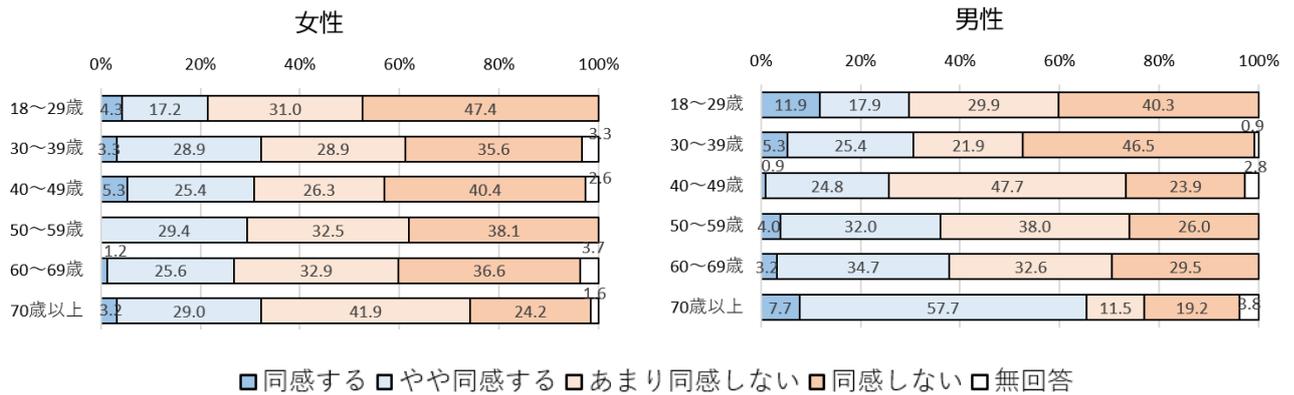
県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」「あまり同感しない」を合わせた『反対派』が約7割を占め、前回調査より11ポイント増加しており、社会全体の意識改革は着実に進んでいます。

性別、年代別に見ると、「同感する」「ある程度同感する」を合わせた『賛成派』の割合が70歳以上の男性で65.4%と最も高くなっています。高い年代で『賛成派』が多くみられる一方、「同感する」の割合は、18歳～29歳の男性が11.9%と最も高くなっており、特に若年層における固定的な性別役割分担意識の強さは、今後の男女共同参画推進に向けた課題となっています。

図表 26-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見〔全体〕（福岡県）



図表 26-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意見〔性別・年代別〕（福岡県）

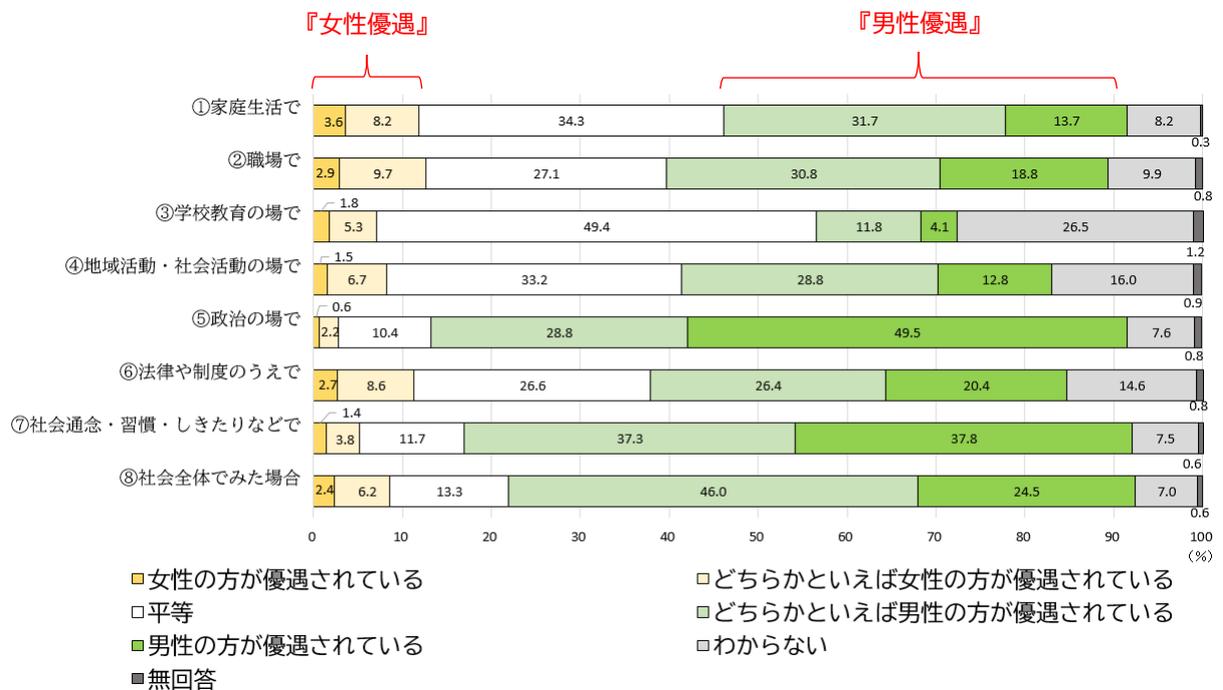


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

② 男女の地位の平等感について

県民意識調査によると、男女の地位が平等になっているかどうかについて、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』が、「政治の場で」や「社会通念・慣習・しきたりなどで」「社会全体でみた場合」においては7割を超えており、依然として男性優位と感ずる状況にあることがうかがえます。

図表 27 男女の地位の平等感（福岡県）

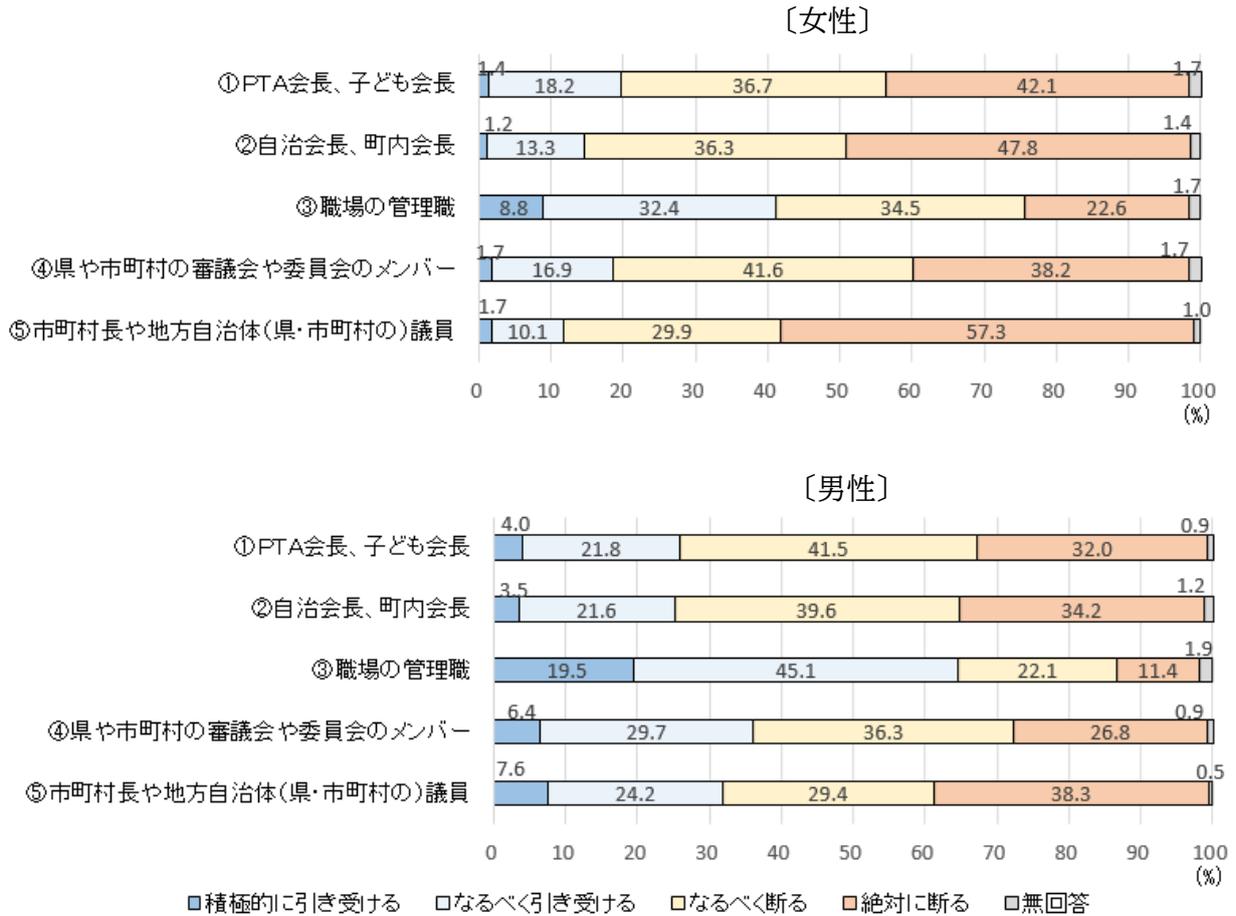


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

③ 役職・公職への就任について

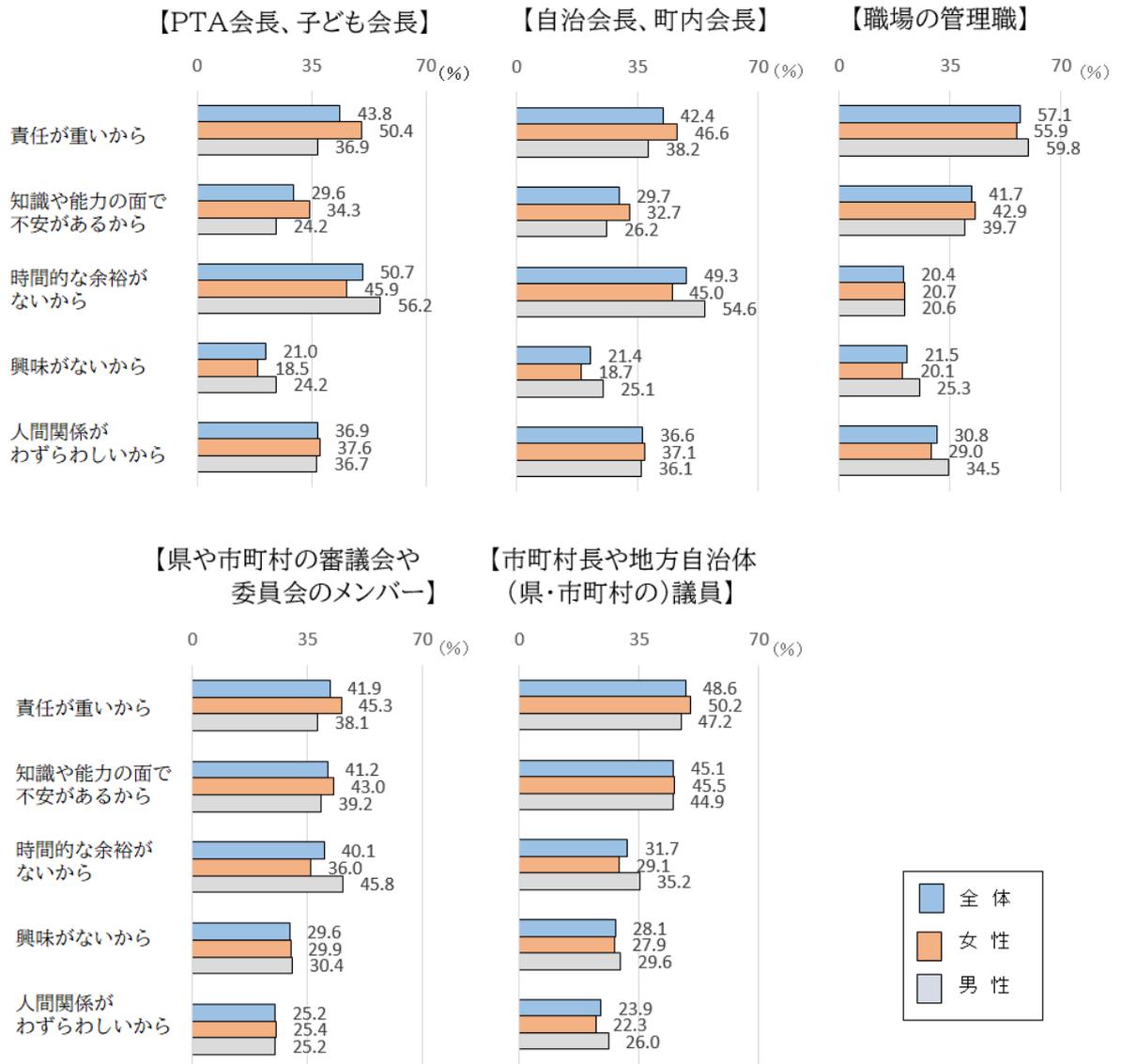
県民意識調査によると、役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、男性よりも女性の方が『断る』と回答する割合が高くなっています。役職、公職への就任を断る理由として、男女いずれも「責任が重いから」「知識や能力の面で不安があるから」「時間的な余裕がないから」が多く、「知識や能力の面で不安があるから」は女性の方が多く、「時間的な余裕がないから」は男性の方が多い傾向にあります。

図表 28 役職・公職への就任を依頼された場合の対応（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

図表 29 役職・公職への就任を依頼された場合の断る理由（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

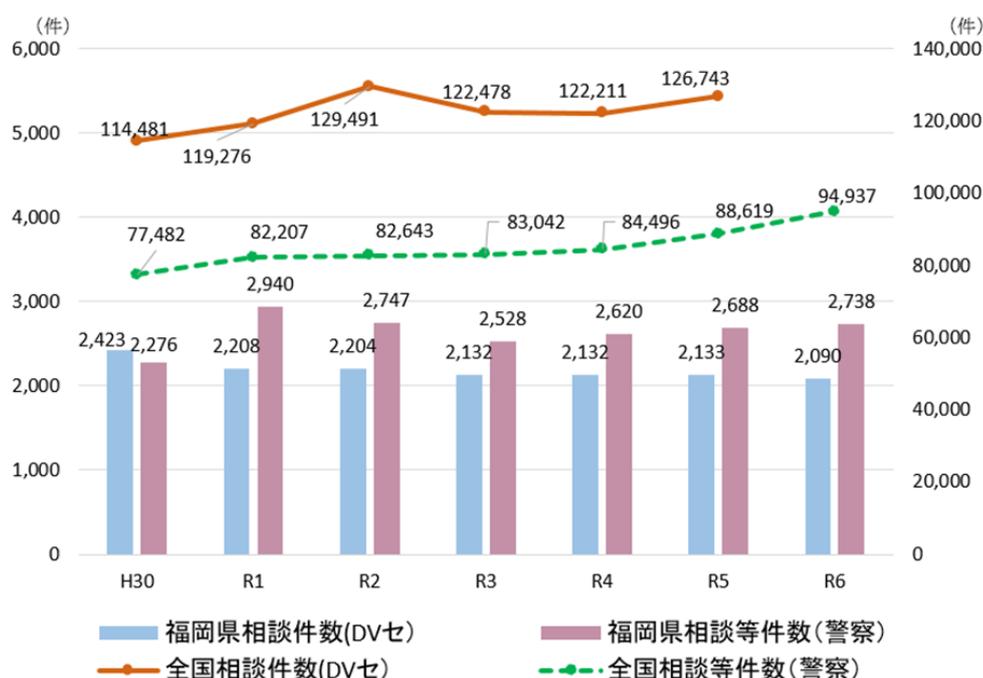
(6) ジェンダーに基づく暴力の状況

① DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数

県内の配偶者暴力相談支援センター（12 か所）で受けたDV相談の件数は、令和3（2021）年度以降横ばいとなっていますが、警察における相談等件数は、令和元（2019）年以降、配偶者暴力相談支援センターでの相談件数を上回り、全国的にも増加しています。

配偶者暴力相談支援センターの相談件数と警察の相談等件数を合わせると、相談件数は増加傾向にあります。DVは未だ根絶に至らず、個人の尊厳を深く傷つける深刻な社会問題となっています。

図表 30 DVに関する相談件数（福岡県・全国）



福岡県相談件数は、配偶者暴力相談支援センター12か所（県：10か所、北九州市1か所、福岡市：1か所）相談等件数とは、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

備考：福岡県相談件数・・・福岡県男女共同参画推進課調べ
 // 相談等件数・・・福岡県警調べ
 全国相談件数・・・内閣府男女共同参画局調べ
 // 相談等件数・・・警察庁調べ

注意：相談件数は「年度」単位、相談等件数は「年」単位の数値

〔福岡県相談件数（配偶者暴力相談支援センター）・性別〕

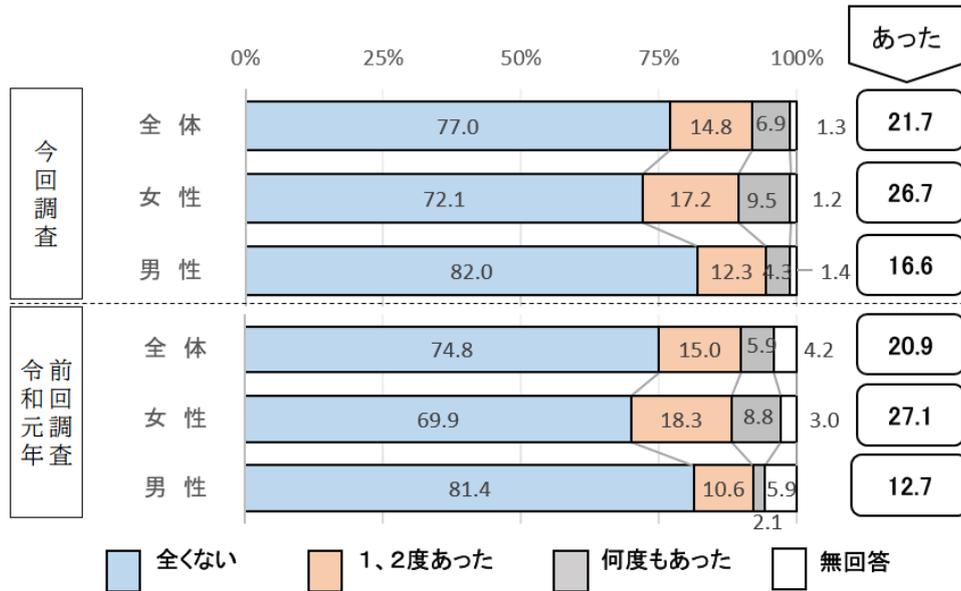
	(件)						
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
女性	2,331	2,101	2,089	2,000	2,014	1,944	1,964
男性	92	107	115	132	118	189	126
計	2,423	2,208	2,204	2,132	2,132	2,133	2,090

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

② DVによる被害経験

配偶者や交際相手からの暴力の被害経験があった人の割合は、女性は26.7%と約4人にひとり、男性は16.6%と約6人にひとりとなっており、前回調査と比較すると男性のDV被害経験の割合が増加しています。

図表 31 DV被害の経験（福岡県）

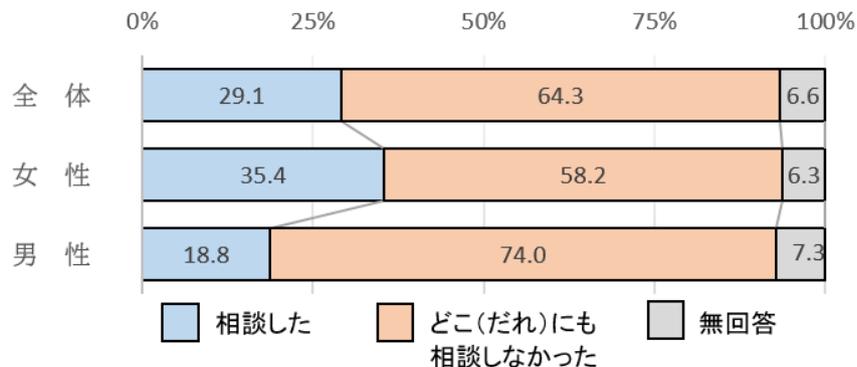


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

③ 被害について誰かに相談したか

DV被害を受けた人のうち、DVを受けたことについて、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする割合は、女性は58.2%、男性では74.0%となっており、女性も男性も誰にも相談できず悩んでいる現状がうかがえます。

図表 32 DV相談の有無（福岡県）

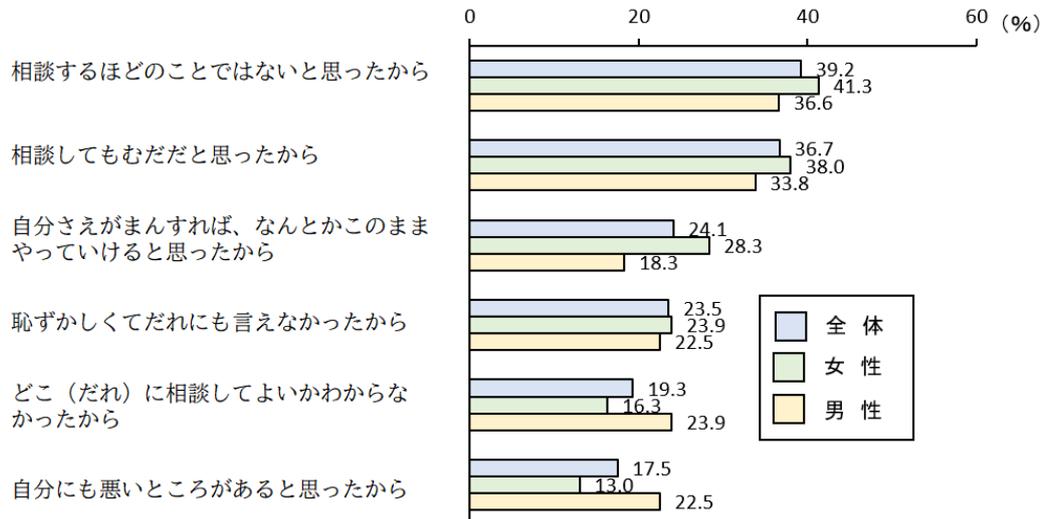


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

④ DVを相談しなかった理由

どこ（だれ）にも相談しなかった理由は、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」「相談してもむだだと思ったから」が多くなっています。

図表 33 DVを相談しなかった理由（上位6位）（福岡県）



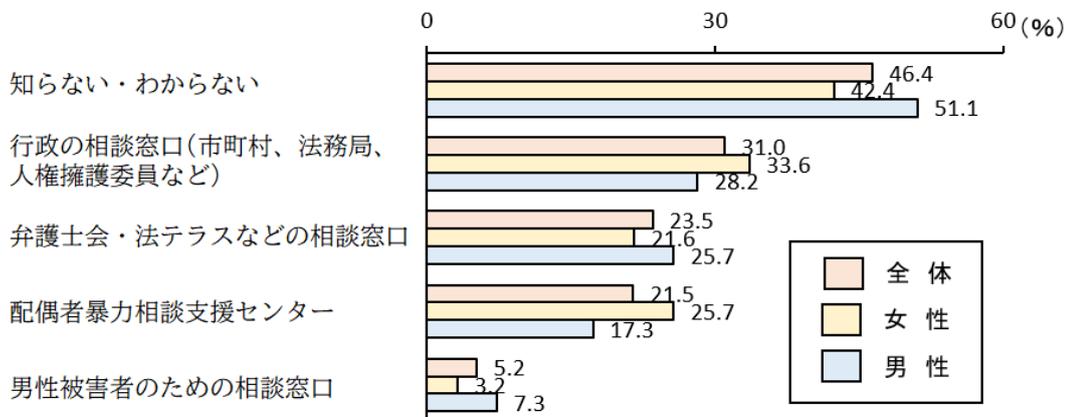
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑤ 相談窓口の周知

DVについての相談窓口を「知らない・わからない」と回答した人が46.4%となっています。

県ではこれまで、毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中をはじめ、相談窓口に関する様々な啓発活動を行ってきましたが、さらなる周知が必要です。

図表 34 DVについての相談窓口の認知（上位5位）（福岡県）

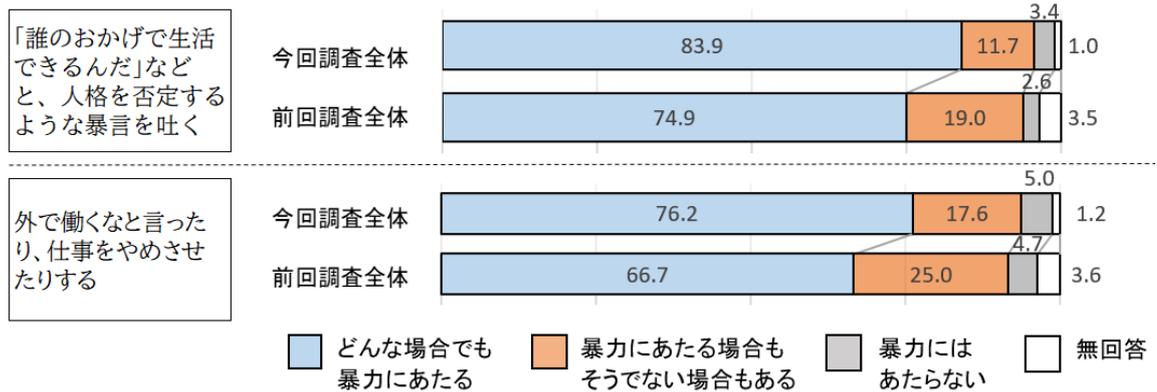


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑥ 暴力と認識される行為

DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力のみでなく、人格を否定するような暴言などの精神的暴力や、性的暴力など、様々な形態のものが存在します。前回調査と比較して、精神的暴力について「どんな場合でも暴力に当たる」と答えた人が増加しており、DVが身体的な暴力のみに留まらず、個人の尊厳を傷つける様々な行為がDVにあたることの認識が広がりつつあります。

図表 35 DVだと思うもの〔全体〕（福岡県） ※抜粋



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

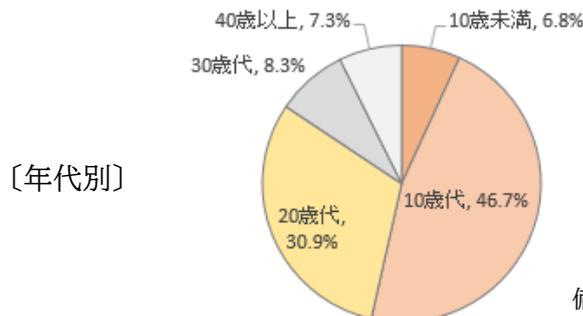
⑦ 性犯罪認知件数の推移

福岡県の令和6（2024）年における性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の警察の認知件数は、482件と前年比で120件（約33%）増加しており、また、人口10万人当たりの認知件数は全国11位で、依然として高水準で推移しています。年代別では、10歳代及び20歳代の被害が全体の約8割を占めています。

図表 36 性犯罪の認知件数（福岡県）
〔年推移〕

	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
認知件数（件）	381	321	228	251	281	362	482
人口10万人当たりの全国順位	2位	5位	8位	7位	8位	10位	11位

※刑法改正に伴い、令和5年7月から強制性交等罪が不同意性交等罪、強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に変更となっています。

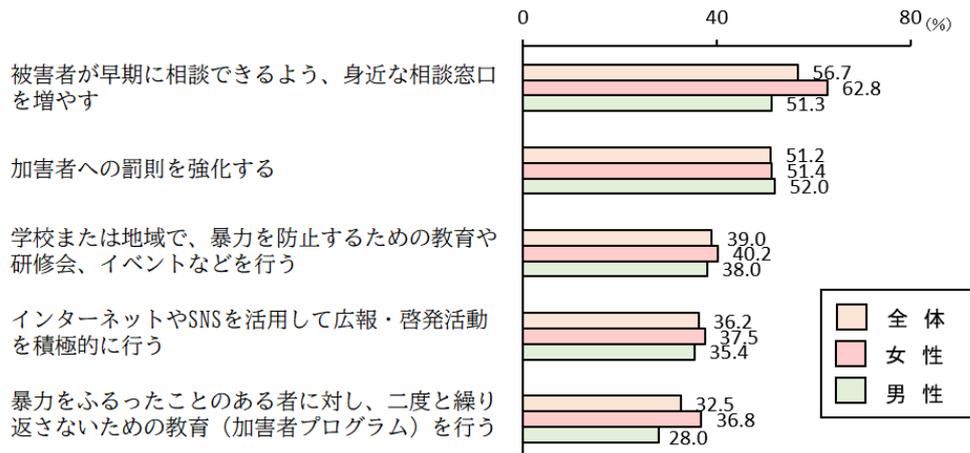


備考：福岡県警察調べ

⑧ 男女間における暴力の防止に必要なこと

DVをはじめとする男女間における暴力を防止するため必要なことを尋ねたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も多くなっています。また、インターネットやSNSを活用した広報のほか、二度と暴力を繰り返さないための教育を行うことなど暴力防止の教育も高い割合となっています。

図表 37 男女間における暴力の防止に必要なこと（上位5位）（福岡県）

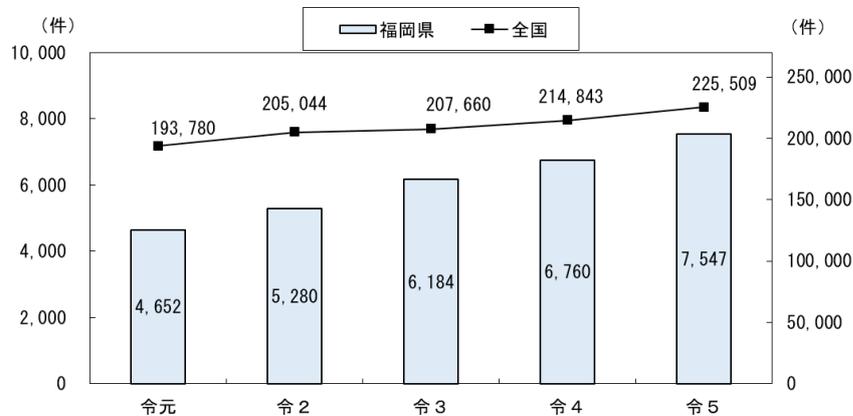


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

⑨ 児童虐待相談対応件数の推移

福岡県（政令市除く）の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和5（2023）年度は過去最高の7,547件となっています。虐待対応が年々増加している主な理由は、関係機関や地域住民の児童虐待に対する関心の高まりにより児童相談所への通告が増加していること、また、こどもの目の前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV」による心理的虐待について、警察からの通告が増加していることなどが考えられます。

図表 38 県所管児童相談所の児童虐待相談対応件数



備考：厚生労働省「福祉行政報告例」

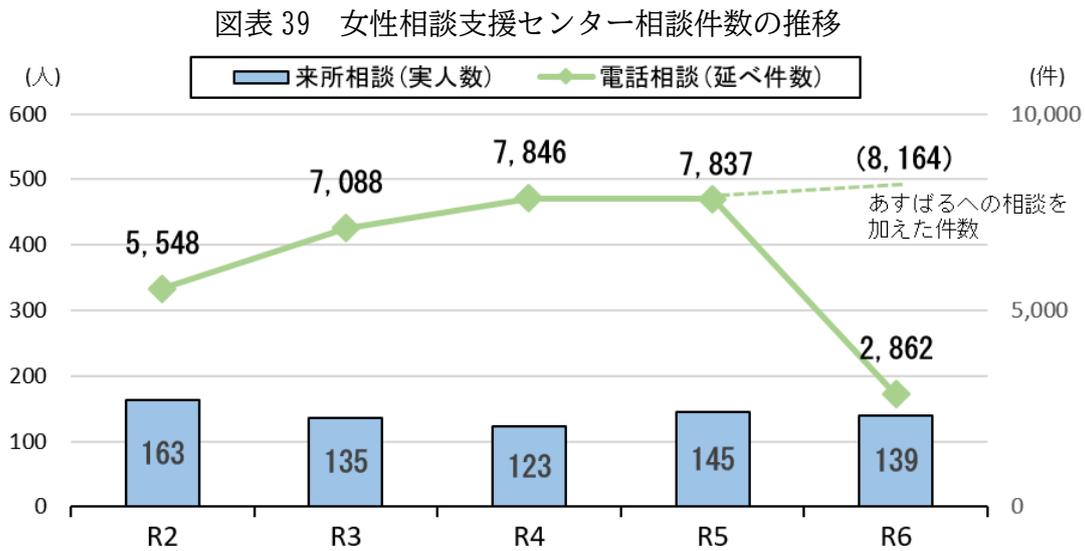
(7) 困難な問題を抱える女性をめぐる現状

① 女性相談支援センターが受けた相談件数

女性相談支援センターでは、困難な問題を抱える女性専用の相談窓口として、令和6（2024）年度に「福岡県女性サポートホットライン」を開設しています。

女性サポートホットラインを含めた女性相談支援センターの電話相談件数は2,862件で、医療関係（精神・妊娠を含む）が1,066件で最も多く、次に多いのは夫等からの暴力など暴力に関するもので776件となっています。

来所相談は139人となっており、暴力に関するものが120人と全体の約86%を占めています。年代別では、20歳代～30歳代が多くなっています。



※令和5年度まで県男女共同参画センター「あすばる」に委託して実施していた電話相談（R6：5,302件）は、令和6年度からの相談体制変更に伴い、令和6年度の集計から除外している。

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

図表 40 女性相談支援センターが受けた主訴別の電話相談の状況

主訴 年度	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)	その他の人間関係	男女・性的問題(ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係(精神・妊娠を含む)	住居問題・帰住先なし	その他	計
R2	801	93	194	1,510	1,375	329	234	903	65	44	5,548
R3	751	73	162	1,758	2,019	295	307	1,634	60	29	7,088
R4	726	92	94	1,490	2,293	60	243	2,746	36	66	7,846
R5	643	107	178	1,751	2,036	69	381	2,381	32	259	7,837
R6	661	74	41	383	115	27	168	1,066	52	275	2,862

776

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

図表 41 女性相談支援センターの来所相談（主訴別）の状況（実人員）

(人)

主訴 年度	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）	その他の人間関係	男女・性的問題（ストーカー被害を含む）	経済関係	医療関係（精神・妊娠を含む）	住居問題・帰宅先なし	計
R2	109	16	13	7	1	5	1	1	10	163
R3	100	21	4	1	1	1	0	2	5	135
R4	65	36	6	5	0	1	0	3	7	123
R5	106	18	6	2	2	2	0	1	8	145
R6	95	19	6	8	0	3	3	1	4	139

120

備考：福岡県女性相談支援センター調べ
来所相談は一時保護に関する相談を計上

図表 42 女性相談支援センターが受けた来所相談の年代別・主訴別状況（令和6年度・実人員）

(人)

主訴 年代	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）	その他の人間関係	男女・性的問題（ストーカー被害を含む）	経済関係	医療関係（精神・妊娠を含む）	住居問題・帰宅先なし	計
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
18～20歳未満	0	2	0	0	0	1	0	0	2	5
20～30歳未満	26	7	3	1	0	0	0	0	1	38
30～40歳未満	35	0	0	1	0	0	1	0	1	38
40～50歳未満	15	2	2	2	0	1	0	0	0	22
50～60歳未満	7	1	0	2	0	1	2	0	0	13
60歳以上	10	7	1	2	0	0	0	0	0	20
年齢不明	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	95	19	6	8	0	3	3	1	4	139

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

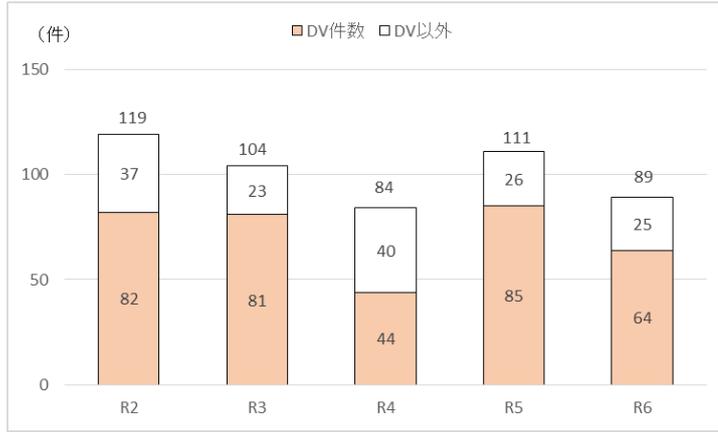
② 一時保護件数

本県における一時保護件数は、令和6（2024）年度は89件で、うちDVは64件となっています。過去一番少なかった令和4（2022）年度と比較すると、全体は5件、またDVについては20件増加しています。

本県の一時保護については、子連れの方を一時保護するにあたり母子分離を避けるなど、入所者の様々な事情を考慮し、必要に応じて民間シェルターや社会福祉施設への一時保護委託を活用しています。

年代別では、20歳代～30歳代の入所者が多くなっています。

図表 43 女性相談支援センターの一時保護件数



〔一時保護先の内訳〕

(件)

年度 区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	女性 相談セ	民間 委託先								
一時保護件数	46	73	40	64	34	50	31	80	47	42
	119		104		84		111		89	

〔主訴別件数（令和6年度）〕

(件)

主訴	夫等からの暴力	同居の交際相手からの暴力	元同居の交際相手からの暴力	交際相手からの暴力	子どもからの暴力	親・親族からの暴力	他の者からの暴力	ストーカー被害	帰宅先なし	その他	計
件数	55	8	1	4	4	7	1	2	3	4	89
割合	61.8%	9.0%	1.1%	4.5%	4.5%	7.9%	1.1%	2.2%	3.4%	4.5%	

DV64件

〔年齢別（令和6年度）〕

(件)

年齢別	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
人数	3	26	29	12	7	5	7	89
割合	3.3%	29.2%	32.6%	13.5%	7.9%	5.6%	7.9%	

〔一時保護における同伴児童数〕

(人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
同伴児童数	116	97	62	95	65
うちDV	110	92	56	88	63

備考：福岡県女性相談支援センター調べ
※前年度からの繰越を含まず
同伴児童数は18歳以上除く

③ 女性相談支援員が受けた相談件数

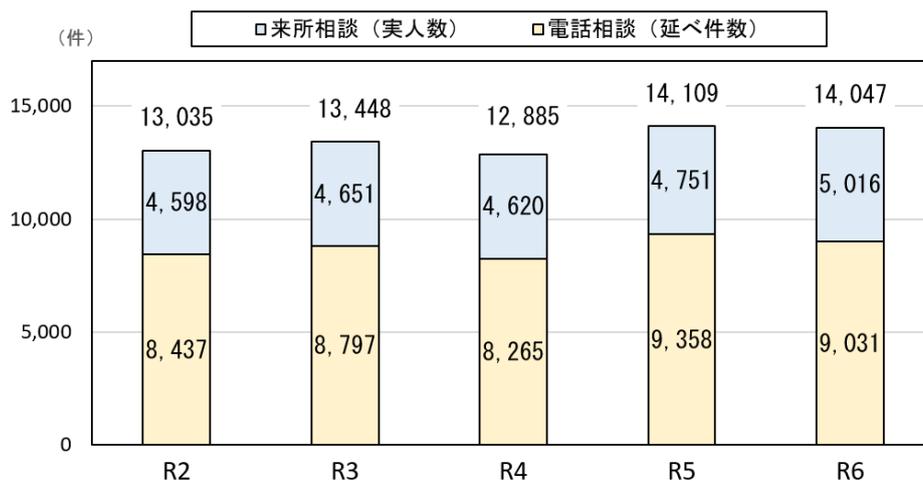
女性相談支援員は、県・市福祉事務所等に 95 名（県 24 名、11 市 71 名）が配置されています。（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）

県及び市の女性相談支援員が令和 6（2024）年度に受けた相談は、14,047 件で、前年度と横ばいになっています。

来所相談の受付状況は、年代別では 30 歳代が最も多くなっています。相談内容で最も多いのは、暴力に関するものが 2,373 件で、全体の約 5 割を占めています。

県・市別では、政令市が全体の約 74%を占めています。

図表 44 女性相談支援員が受けた相談件数



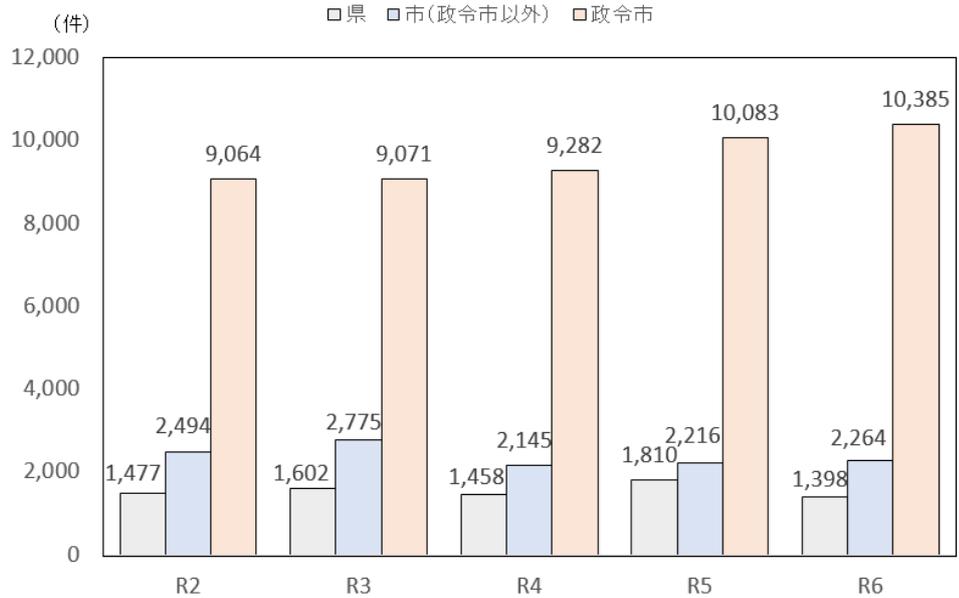
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

図表 45 女性相談支援員が受けた来所相談の年代別・主訴別状況（令和 6 年度）

年代	主訴										計
	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）	その他の人間関係	男女・性の問題（ストーカー被害を含む）	経済関係	医療関係（精神・妊娠を含む）	住居問題・帰宅先なし		
18歳未満	0	8	1	16	2	0	9	2	0	38	
18～20歳未満	1	27	3	23	0	0	4	11	1	70	
20～30歳未満	195	168	16	401	19	4	32	83	17	935	
30～40歳未満	466	102	20	680	33	5	56	91	19	1,472	
40～50歳未満	547	79	16	400	22	5	49	44	9	1,171	
50～60歳未満	288	50	5	143	21	4	34	20	7	572	
60歳以上	202	73	3	82	16	2	5	11	11	405	
年齢不明	91	8	4	181	14	1	32	14	8	353	
計	1,790	515	68	2,373	127	21	221	276	72	5,016	

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

図表 46 女性相談支援員が受けた相談件数（県・市別内訳）



備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

女性相談支援員設置市（令和7年4月1日現在）

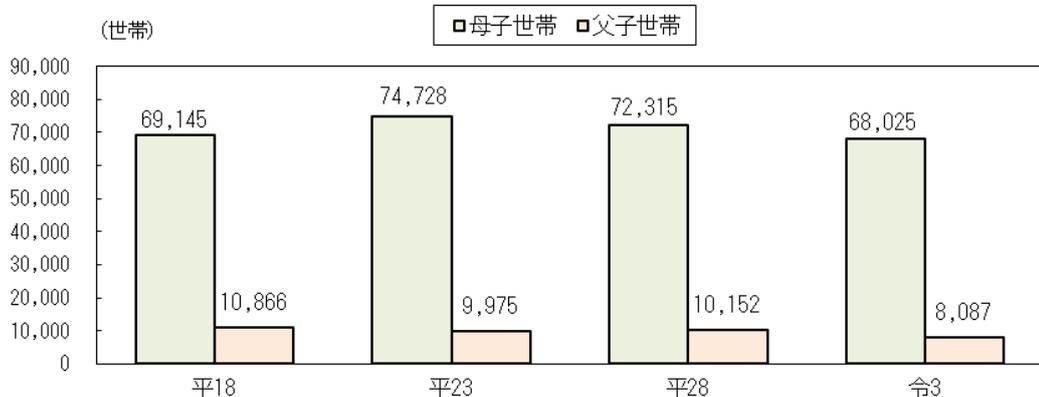
政令市（2市）	北九州市、福岡市
その他の市（9市）	大牟田市、久留米市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、豊前市、うきは市、嘉麻市

④ ひとり親家庭の状況

令和3（2021）年の母子世帯の世帯数は68,025世帯、父子世帯は8,087世帯となっています。

母子世帯の母親の90.9%は仕事を持っていますが、その約半数は派遣・契約社員、パートタイマーなどの非正規雇用です。母子世帯の平均年間税込収入は、276万円となっています。

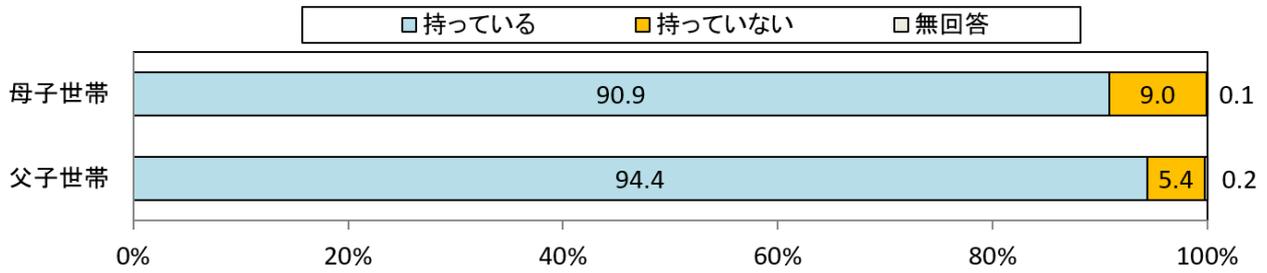
図表 47 ひとり親世帯の世帯数（福岡県）



※ 母子世帯、父子世帯の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数（政令・中核市含む。）

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

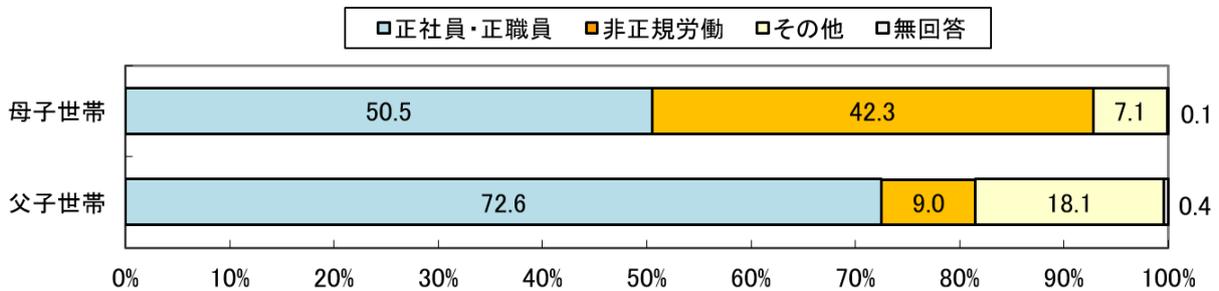
図表 48 母子世帯の母親、父子世帯の父親の仕事の有無（福岡県）



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

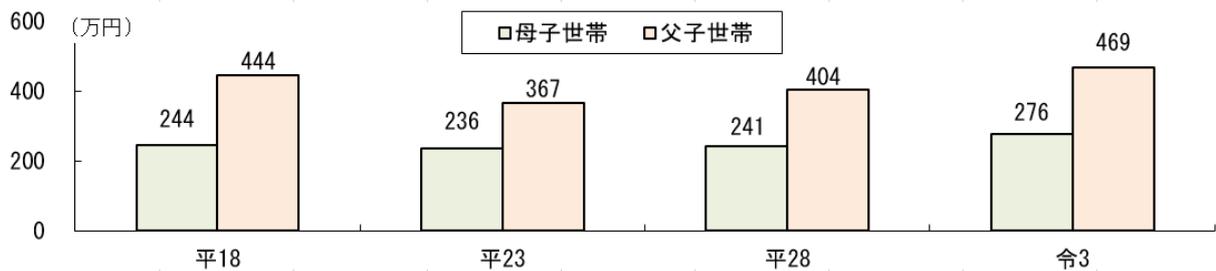
図表 49 母子世帯の母親、父子世帯の父親の就労形態（福岡県）



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

図表 50 母子世帯・父子世帯の平均年間税込収入（福岡県）



※政令・中核市除く（久留米市は平成18年まで含まれ、平成23年以降は含まれない）

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

(8) 社会の動き

第5次計画期間中に制定、決定された主な関連法制度、計画は次のとおりです。

① 国の動き

ア 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正（令和3（2021）年度、令和6（2024）年度）

令和3（2021）年度の改正（令和4（2022）年～5（2023）年段階的施行）では、事業主に対して育児休業取得の意向確認等が義務化されたほか、「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されました。また、常時雇用労働者数1,000人超の事業主に対しては、育児休業取得状況の公表が義務化されました。

令和6（2024）年度の改正（令和7（2025）年4月、10月段階的施行）では、子の看護等休暇の取得対象が小学校3年生修了まで拡大されたほか、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者について、事業主にテレワーク等柔軟な働き方を実現するための措置を講ずることが義務付けられるなど、仕事と育児・介護を両立するための環境整備が拡充されました。

また、育児休業取得状況の公表義務の対象が、常時雇用労働者数300人超の事業主に拡大されました。

イ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正（令和3（2021）年度）

男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題（セクハラ・マタハラ等）への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

ウ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正（令和3（2021）年度、令和7（2025）年度）

令和3（2021）年度の改正において、GPS（全地球測位システム）機器等を使った位置情報の無承諾取得等が規制対象となり、令和7（2025）年度には、紛失防止タグを用いた位置情報の無承諾取得等も規制対象となりました。また、被害者の申し出がなくても警察の職権で加害者への警告を可能とするなど改正されました。

エ 「女性活躍推進法」等の改正（令和4（2022）年度、令和7（2025）年度）

令和4（2022）年度の「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」の改正において、常時雇用労働者数300人超の事業主には、男女間賃金差異に関する情報公表が義務付けられました。

令和7（2025）年度には、時限立法であった女性活躍推進法の期限が、令和18（2036）年3月末まで、10年間延長されました。

さらに、常時雇用労働者数 100 人超の企業を対象に、男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表が義務付けられます。(令和 8 (2026) 年 4 月施行)

また、事業主行動計画策定指針が改正され、新たに女性の健康上の特性に係る取組を促すこととしています。

オ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 (令和 4 (2022) 年度)

困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉増進」「人権の尊重や擁護」「男女平等の実現」を基本理念とし、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みが構築されました。国や地方公共団体に対しては、教育・啓発、民間団体援助など、困難を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されています。(令和 6 (2024) 年度施行)

カ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正 (令和 5 (2023) 年度、令和 7 (2025) 年度)

令和 5 (2023) 年度の改正では、接近禁止命令等が、身体的な暴力だけでなく「自由、名誉、財産に対する脅迫」を受けるなど、重篤な精神的被害を受けた場合も対象となったほか、電話等禁止命令の対象に加害者が GPS 機器等を使って被害者等の位置情報を無承諾に取得する行為が追加されるなど保護命令制度の拡充・保護命令違反が厳罰化されました。令和 7 (2025) 年度には、電話等禁止命令の対象に紛失防止タグを使い被害者等の位置情報を無承諾に取得する行為等も禁止されるようになりました。

キ 「刑法」及び「刑事訴訟法」の改正等 (令和 5 (2023) 年度)

性犯罪の規定が変わり、強制性交等罪が不同意性交等罪となり、性交同意年齢が 13 歳未満から 16 歳未満へ引き上げられました。また、盗撮行為等を処罰する「性的姿態等撮影罪」が新設されるなど、性犯罪が厳罰化されました。

ク 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の改正 (令和 7 (2025) 年度)

事業主に対し、就職活動中の学生をはじめとする求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止措置を講じる義務などが規定されました。

ケ 「独立行政法人男女共同参画機構法」(令和 7 (2025) 年度)

男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、独立

行政法人男女共同参画機構が新設されるほか、「男女共同参画社会基本法」の改正において、男女共同参画社会の形成を効果的に推進するため、国及び地方公共団体が関係者相互間の連携と協働の促進に努めることが明記され、その拠点としての機能を男女共同参画センターが担う体制を確保することが法的に位置付けられました。

コ 「第6次男女共同参画基本計画」（令和8（2026）年〇月閣議決定）の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、国の施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12（2030）年度までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

② 県の動き

ア 「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」（令和4（2022）年7月公布）

女性の政治分野への参画が進んでいない現状を踏まえ、性別や世代に関係なく、誰でも政治に参加できる環境づくりに向けて、福岡県内全ての地方議会の議員や議員となろうとする者に対するハラスメントを根絶するための相談体制や防止措置を定めた条例を制定しました。条例では、県議会議員等の責務を規定するとともに、ハラスメント根絶のための取組として、研修や外部有識者による相談窓口の設置などを規定しています。

令和5（2023）年4月の条例全面施行に伴い、福岡県議会事務局内に「議会関係ハラスメント相談窓口」を設置しました。

イ 「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の策定（令和6（2024）年3月）

困難を抱える女性への包括的支援を推進するため、県計画（計画期間は令和7（2025）年度まで）を策定しました。

さらに、潜在化している支援対象者の方を早期に把握し、生活の安定に向けた支援に結びつけるため、困難な問題を抱える女性専用の相談窓口「福岡県女性サポートホットライン」を女性相談支援センターに開設しました。

ウ 「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」の改正（令和6（2024）年3月公布）

被害者が同意していない性的行為は性暴力であることを明確にするため、例えば、痴漢や盗撮なども性犯罪であることが分かるように明示し、また、性暴力に関する理解促進のため、性暴力の考え方、具体例、対応のあり方等を指針として告示し、県民に周知する規定を追加しました。さらに、性的意

図の撮影行為に対し、施設等の管理、運営等に関わる者は、県とともに被害を未然に防止する、広報啓発や必要な措置をする必要がある旨を規定しました。

6 第5次計画の成果と課題

第5次計画では、「柱1 男女がともに活躍できる社会の実現」「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」の3つの柱のもと、取組を進めてきました。また、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」及び「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」については、「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の施策を重点的に推進するための計画と位置付け、取組を進めてきました。

「柱1 男女がともに活躍できる社会の実現」

女性が活躍しやすい職場づくりを県内の経済団体や行政機関等と連携して働きかけるとともに、女性のキャリア形成支援や多様で柔軟な働き方の推進に取り組むこと等により、女性の就業者数は増加しました。また、仕事と生活を両立できる職場づくりの推進や子育て応援宣言企業の登録促進等により、男性の育児休業取得率も上昇しました。

しかし、県・市町村・県内事業所等における管理的職業に従事する女性の割合は17.9%にとどまっているなど、方針決定過程へ参画する女性の割合はいまだに低い状況にあります。また、依然として、家事や育児等の負担が女性に偏っていることから、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、さらに取組を進めていく必要があります。

「柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」

配偶者からの暴力や性暴力をはじめ、あらゆる暴力への対応強化に取り組みました。「配偶者暴力相談支援センター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において相談や被害者支援を行うほか、児童や生徒の発達段階に応じ、被害者にも加害者にもならないための教育を実施するなど、若年層に対する啓発を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を行ってきました。

また、女性サポートホットラインの設置や民間団体と協働した支援により、配偶者からの暴力や性暴力、孤立、貧困など様々な困難な問題を抱える女性への支援体制の充実を図りました。

しかしながら、配偶者等からの暴力の警察への相談等件数は増加していること、性犯罪の人口10万人当たりの認知件数が全国的にみると高い水準にあることなど、ジェンダーに基づく暴力は深刻な状況であり、近年は、男性のDV被害相談の増加も見られます。DV対策には、被害者支援のほか暴力根絶に向けた啓発強化などの取組が必要です。

また、支援を必要とする女性が直面する課題の多様化、複合化、複雑化により、様々な関係機関と連携した横断的で切れ目のない支援にあたるのが、より求めら

れています。

「柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」

男女共同参画社会を実現するための啓発や教育を推進したほか、若い世代が男女共同参画について考え理解を深めるための学習機会の提供等、様々な啓発活動等に取り組んできました。県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛成しない人の割合が、5年前と比べ約11ポイント上昇するなど、意識改革が進んでいます。

しかし、固定的な性別役割分担意識に賛成する人の割合も約3割に上っており、更なる意識変革が必要です。

ジェンダー平等・男女共同参画の推進は、性別にかかわらず誰もが個性と能力を發揮でき、働きやすく暮らしやすい社会に繋がることから、企業・地域・教育現場などととも一体となって、実効性のある施策を推進していく必要があります。

7 施策体系

(1) 目指す姿

第5次計画の成果と課題を踏まえ、第6次計画では、ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、目指す姿を次のとおり定めます。

- ・誰もが人権を尊重され、安心して暮らすことができる社会
- ・性別にかかわらず自分に合った生き方を選択し、個性と能力を發揮できる豊かで活力ある社会

(2) 施策の柱

目指す姿を実現するため、3つの柱のもと、施策を推進します。

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

- 女性の就業やキャリア形成を支援するとともに、多様な分野での就業を促進します。
- 女性が就業を継続し能力を發揮できるよう、多様で柔軟な働き方を進めるとともに、男性の主体的な家事育児等へ参画を推進します。
- 様々な分野における意思決定の場への女性の参画を進めます。

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- DVや性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力に対し、その根絶を目指すとともに、被害者の安全確保と自立に向けた支援に取り組みます。
- 生活上の困難や人権課題に直面した女性等に対して、一人ひとりが置かれている状況に応じた切れ目ない支援に取り組みます。
- 男女のライフサイクルに応じた健康支援や、性別にかかわらず、生涯に

わたる心身の健康維持を推進します。

- 防災・復興において、男女共同参画の視点を持って対応できる体制づくりに取り組みます。

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組み、社会全体で意識改革を進めます。
- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。

(3) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、5年間の計画期間中に達成すべき目標となる数値を「成果指標」として設定し、定期的に進捗状況を検証して評価を行い、計画に掲げる事業の実施状況や目標の達成状況を取りまとめた年次報告書を作成し、県民に公表します。また、福岡県男女共同参画審議会及び福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議で報告します。

(4) 施策体系

施策の柱・施策の方向	
<p>柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現</p> <p>(1) 働く場における女性の活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①女性の就業支援 ②働く女性のキャリア形成支援 ③女性の多様な分野への就業促進 ④女性の起業支援 <p>(2) 誰もが希望に応じて働ける環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多様で柔軟な働き方の推進 ②仕事と生活が両立できる環境の整備 <p>(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①男性の家事・育児等への主体的な取組の推進 ②地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進 <p>(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進</p>	<p>福岡県女性活躍推進計画</p>
<p>柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現</p> <p>(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ①DV相談体制の充実と関係団体との連携 ②DV被害者の保護体制の充実と安全確保 ③DV被害者の自立支援と加害者に対する再発防止 ④性暴力等の根絶及び被害者支援 ⑤セクシュアルハラスメントの防止 ⑥あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進 <p>(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支援対象者の早期把握と相談体制の充実 ②安全の確保と安定した生活に向けた支援 ③多様な主体との協働促進と支援体制の充実 ④人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知 ⑤高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備 <p>(3) 生涯を通じた男女の健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生涯にわたる男女の健康支援 ②妊娠・出産の健康支援 <p>(4) 防災・復興における男女共同参画の推進</p>	<p>福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画</p> <p>福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画</p>
<p>柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進</p> <p>(1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革</p> <p>(2) 学校等教育現場におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進 ②ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進 	

第2部 施策の方向

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

<現状・課題>

- 本県では、女性の就業者数及び就業者全体に占める女性の割合は着実に増加しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、女性就業者の約3割が出産や子育てを機に離職しており、また、県内の25歳～44歳の就業を希望する女性6万人超のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性が約1万5千人にのぼっています。
- 県・市町村・県内事業所等における管理的職業に従事する女性の割合は、令和4（2022）年には福岡県は17.9%となっています。これは、全国平均（15.3%）より高くなっていますが、男性と比べると低く、国が目標として掲げている「指導的地位に占める女性の割合30%」には及ばない状況です。また、非正規雇用労働者の割合は、男性が2割程度であるのに対し、女性は5割を超え、所定内給与額（月額）は、男性を100とした場合、女性は74.9と、依然として男女間の格差が生じています。
- 男性が週60時間以上労働する割合は女性の約2倍（女性約4%、男性約9%）と高く、男性が地域活動や家事等に積極的に関わりにくい状況にあります。また、共働き世帯が専業主婦世帯の約2.5倍に増加していますが、女性の家事関連時間は男性の5倍以上となっており、家事・育児の負担が依然として女性に偏っています。男性の育児休業取得率は上昇しましたが、男女間での取得率、期間において未だに差があります。
- 仕事と子育ての両立に加え、高齢化に伴う介護者の増加により、介護と仕事の両立も大きな課題であり、介護サービス充実など介護の負担軽減を図ることが必要です。
- 有業者に占める起業家の割合は、男性の11.0%に対し女性は3.2%と低く、女性の起業家はまだまだ少ない状況です。女性が自らやりがいをもって取り組める仕事の創出に挑戦することを後押しする必要があります。
- 人口が減少する中、多様な人材が地域の意思決定や政策決定の場に参画していくことは、住みよい社会づくりを進めていくうえで重要です。
- 本県や県内市町村の審議会委員に占める女性の割合は、着実に増加しており、本県の審議会は約42%となっています。市町村の審議会においては

34.8%で、登用率は全国には2位であるものの、更なる登用が必要です。

<施策の方向>

(1) 働く場における女性の活躍推進

① 女性の就業支援

- 子育て中の女性、非正規雇用・休職中の女性を対象に、就職相談から将来のキャリアに関する相談や就職支援情報、保育情報の提供、就職あっせんまできめ細かな就職支援を行います。
- 取得した資格や経験を生かして就業できるよう支援を行います。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
ママと女性の就業支援センター	子育て中の女性、非正規・求職中の女性を対象に就職相談、就職支援情報や保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催や求人開拓、就職斡旋まで一貫した支援を行います。	2-(1)③ 2-(2)②	労働局就業支援課
子育て中の方の就職に向けた職業訓練	民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の中で、託児付訓練など子育て中の方が受講しやすいコースを実施します。		労働局職業能力開発課
労働講座の実施	勤労者、事業主、人事・労務担当者等を対象として、労働問題等についての講座を開催し、学習の機会を提供します。		労働局労働政策課
労働相談の実施	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談等を行います。	2-(1)⑤	労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談（電話・メール・面接）を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談（法律相談、こころの健康相談）を実施します。	2-(1)⑤ 2-(2)⑤	男女共同参画推進課
福岡県保育士・保育所支援センター	増大する保育需要に対応する保育士確保を図るため、センターにコーディネーターを配置し、結婚や子育て等で保育現場を離れている保育士有資格者を対象とした保育所への就職支援等を行います。あわせて、保育士資格の届出制度及び保育人材の相談支援を開始し、潜在保育士の復職支援を強化します。		子育て支援課
福岡県ナースセンター	離職した看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）が職場に復帰できるよう、県ナースセンターにおいて復職支援研修や無料職業紹介などの取組を進めます。		医療指導課 （医師・看護職員確保対策室）

② 働く女性のキャリア形成支援

- 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行政機関等と連携し、社会全体の気運の向上や企業への働きかけを行います。
- 管理職から役員まで、企業で働く女性の一体的なキャリア支援のため、人材育成・人脈形成を進めます。また、県内の働く女性が、所属する企業等の垣根を越えて、様々な分野で活躍するロールモデルと出会い、交流できるネットワークを形成します。
- 県における女性職員の人材育成や管理職への登用を積極的に進めるとともに、市町村における女性職員の管理職等への登用について調査、公表、助言します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
女性活躍推進のための官民連携基盤強化	経済団体や業界団体等と女性活躍に向けた課題や方策等について協議し、官民一体となって企業の女性活躍に向けた取組を推進します。		女性活躍推進課
女性活躍のための企業人材育成（Women's Business Camp）	管理職層の女性人材を育成するため、階層別の女性人材育成研修を実施するとともに、研修を修了した女性社員がやりがいをもって働き続けられる職場環境整備を進めるため、経営層・人事対象研修を実施します。		女性活躍推進課
女性の役員登用推進（福岡 BOARD 倶楽部）	企業経営に深く関わる社内取締役への女性登用を推進するため、企業から推薦された次世代女性リーダーと地場企業の経営層が交流・研鑽し、次世代女性リーダーの人脈形成及び企業経営層の意識改革を図るフォーラムを開設します。	1-(4)	女性活躍推進課
女性人材育成のためのネットワーク形成「福岡キャリア・カフェ」	県内の働く女性が、所属する企業等の垣根を越えて、様々な分野で活躍するロールモデルと出会い、交流できる場を提供します。		女性活躍推進課
企業等への専門家派遣	個別企業に対して社会保険労務士や中小企業診断士といった専門家を派遣し、一般事業主行動計画の策定や就業規則の見直し等、企業の実情に応じ、女性活躍の推進に向けた具体的なアドバイスを実施します。	1-(2)①	女性活躍推進課
働く女性の健康を守る事業	女性特有の健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が健康で長く働き、活躍できるよう、女性のヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を推進します。	1-(2)① 2-(3)①	女性活躍推進課
若手経営者による女性活躍推進ワークショップ	女性が活躍できる企業経営を中小企業に広げていくため、県内経済団体に所属する若手や男性・女性など幅広い経営者を対象とするワークショップを開催し、所属団体への提案につなげるとともに、自社での実践を促進します。		女性活躍推進課
女性活躍イノベーションワークショップ	女性活躍推進の課題や必要な取組等について、官民連携で幅広く意見を交わすワークショップを開催し、県や業界における取組を推進します。		女性活躍推進課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
中小企業雇用環境改善支援センター	労働者の雇用環境の改善を支援し、中小企業における人材の確保・定着・育成の推進を図るため、企業の経営者や人事労務担当者に向けたセミナーや社会保険労務士等の専門家によるアドバイスを実施します。		労働局労働政策課
女性医師キャリア形成支援	女性医師のネットワーク構築及びキャリア教育の支援により、女性医師のキャリア形成を支援し、就業継続や復職の促進を図ります。		医療指導課 （医師・看護職員確保対策室）
女性職員の積極的登用・育成	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員の管理職登用の拡大を図るとともに、将来の管理職候補となる係長及び課長補佐相当職への女性職員の登用を積極的に推進します。 女性職員の職域拡大を一層推進し、派遣研修などを活用した人材育成に取り組むとともに、ロールモデル事例集の作成・周知や女性活躍推進のための研修等を通じて職員の意識醸成を図り、個々の職員が持つ能力を十分に発揮できる職場づくりを推進します。 		人事課
	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員の管理職登用の拡大を図るとともに、将来の管理職候補となる係長及び課長補佐相当職への女性職員の登用を積極的に推進します。 女性職員の職域拡大を一層推進し、研修などを活用した人材育成に取り組むとともに、管理職を中心とした職員の意識改革を通じて、個々の職員が持つ能力を十分に発揮できる職場づくりを推進します。 		教育庁総務企画課
女性教職員の積極的登用・育成	<ul style="list-style-type: none"> 女性教職員の管理職登用の拡大を図るとともに、中堅的なリーダーとなる主幹教諭や指導教諭への登用及び主任・主事の育成を促進します。 また、研修等を活用した女性の人材育成に取り組むとともに、管理職を中心とした教職員の意識改革を通じて、個々の教職員が持つ能力を十分に発揮できる職場づくりを推進します。 		教育庁教職員課
女性警察官の採用・職域の拡大 女性職員のキャリア形成支援の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 全警察官に占める女性警察官の採用及び職域の拡大を図るとともに、女性用施設整備を計画的に進め、女性職員が安心して職務に取り組めるよう環境整備を行います。 また、女性職員のキャリア形成を図るため、女性職員に対するキャリアプランセミナーの開催等、各種取組を実施します 		警察本部警務課
副市町村長・人事担当課長会議等での助言	副市町村長・人事担当課長会議等において、女性地方公務員の活躍推進について助言します。		市町村振興局行財政支援課
市町村女性職員の登用状況調査・公表	市町村における女性管理職の登用状況を調査し、結果の取りまとめ及び公表を行います。		男女共同参画推進課
市町村条例・計画策定状況の調査・公表	市町村の男女共同参画に関する条例、計画の策定状況を調査し、未策定市町村への助言、策定・更新状況を公表します。		男女共同参画推進課
行政職員のための男女共同参画セミナーの実施	行政職員を対象としたセミナーを開催し、市町村行政を担う職員の男女共同参画への理解促進を図ります。		男女共同参画推進課

③ 女性の多様な分野への就業促進

- 誰もが能力を發揮でき働きやすい環境整備を支援するほか、多様な分野における人材育成を推進します。
- 学生のうちからロールモデルとの交流や職場体験などで多様な職種に触れ、将来のキャリアを柔軟かつ幅広く見据えられる機会を提供します。
- 女性農業者の経営・社会参画を支援するため、女性農業者が能力を發揮するための技術研修やリカレント教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識を解消するための研修等を行います。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
建設業魅力発信	建設産業における女性活躍を推進するため、建設現場で活躍する女性にフォーカスを当てたPR動画配信を実施します。		建築指導課 県土整備企画課
未来の女性医師発掘	女性医師を講師とする出前講座の実施により、主に女子高校生の医学部への進学意欲を高め、医師を将来の職業の選択肢としてもらい、医師の確保につなげます。		医療指導課 (医師・看護職員確保対策室)
家族経営協定締結の推進	家族経営協定締結の推進及び締結内容の充実・実践を促進します。		経営技術支援課
農村女性リーダーの育成と活動支援	地域の牽引役となる農村女性リーダーの認定、育成を行うことにより、女性農業者の経営参画の促進を図ります。	1-(3)②	経営技術支援課
女性農業者の活躍促進対策	専門家による個別指導、新商品開発の支援を行うとともに女性農業者の活躍を広くPRすることにより、女性農業者の活躍を促進します。		経営技術支援課
	自ら農業経営の中心となり、その実績に責任を持つ女性農業者を育成し、女性認定農業者を増やす取組を行います。		経営技術支援課
	女性農業者が能力を發揮しやすい環境をつくるため、ジェンダーギャップ解消に向けたワークショップや女性が農業技術などを学ぶ研修を実施します。		経営技術支援課
漁協女性部協議会育成助成	漁協女性部協議会が行う研修等を支援し、女性漁業者の経営参画を促進します。		水産局水産振興課
女子中高生のためのキャリアデザイン応援	女子中高生などの若者が、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な分野で活躍する女性ロールモデルを提示します。		女性活躍推進課
女性のスポーツ活動の推進	オリンピックをはじめとした大規模大会に向け、10種目の女子競技に遠征等の派遣事業を実施し、女性アスリートの育成を行います。		教育庁体育スポーツ健康課
	身近な場所で女性が気軽にスポーツを行うことができるよう、女性の視点に立ったスポーツ指導者を育成するため、スポーツ推進委員研修会において指導者の育成を行います。		スポーツ局スポーツ振興課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
女性のスポーツ活動の推進	女性のスポーツの活躍を推進するため、女性指導者の養成を行うほか、ジェンダー平等セミナーを行います。		教育庁体育スポーツ健康課
地域公共交通運転手確保	職場環境整備に対する支援や、働きやすい職場環境の情報発信に対する支援を行い女性運転手の採用を目指す。		交通政策課
公立大学法人福岡女子大学における理工系人材の育成	公立大学法人福岡女子大学において、デジタル・グリーン等の成長分野で活躍できる女性の理工系人材を育成します。		私学振興・青少年育成局青少年政策課

④ 女性の起業支援

- 多様な主体と連携して、起業を目指す女性の掘り起こしを行うとともに、起業したい女性のステージに応じた支援に取り組みます。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
女性の起業促進（Bloom 福岡）	起業したい女性や創業から間もない女性に対し、オンラインの無料相談及び先輩起業家との交流の場を通じて、女性の起業を支援します。		女性活躍推進課
女性起業家の育成支援	ピッチイベント等により、女性起業家の資金調達やビジネスマッチングを支援します。		スタートアップ推進課
中小企業融資制度の活用	創業に必要な資金の融資を促進し、地域の産業振興を図ります。		中小企業振興課

（２）誰もが希望に応じて働ける環境づくり

① 多様で柔軟な働き方の推進

- 多様な人材が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択し、活躍できる魅力ある職場環境づくりを推進します。
- 企業の経営者が従業員の仕事と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」及び「介護応援宣言企業」の取組内容の充実等を図り、希望に応じて誰もが仕事と家庭の両立ができ、働き続けることができる職場づくりを推進します。
- 県における男性職員の育児休業取得促進等、仕事と家庭生活の両立の促進を図ります。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
子育て応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」の登録拡大と取組内容の充実を図り、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進します。	1-(3)①	労働局労働政策課
介護応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と介護の両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「介護応援宣言企業登録制度」の登録拡大を図り、仕事と介護を両立できる職場づくりを推進します。	1-(3)①	労働局労働政策課
企業等への専門家派遣	個別企業に対して社会保険労務士や中小企業診断士といった専門家を派遣し、一般事業主行動計画の策定や就業規則の見直し等、企業の実情に応じ、女性活躍の推進に向けた具体的なアドバイスを実施します。	1-(1)②	女性活躍推進課
働く女性の健康を守る事業	女性特有の健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が健康で長く働き、活躍できるよう、女性のヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を推進します。	1-(1)② 2-(3)①	女性活躍推進課
女性医師確保支援	短時間勤務や当直免除等を利用する女性医師の代替医師にかかる経費を一部補助し、女性医師の就労環境改善を促進します。		医療指導課 （医師・看護職員確保対策室）
がん患者就労相談支援	治療と仕事の両立支援員（社会保険労務士）による、事業主や人事労務担当管理職に対する意識改革を行い、事業所の就業規則見直しなどにかかる支援を行います。		がん感染症疾病対策課
働き方の見直し	若者・女性・高齢者などの多様な人材がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに向けたセミナーを実施するほか、企業内の働き方改革の取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」に対し、フォローアップを行うなど、働き方改革の実践に向けた取組を実施します。	1-(3)①	労働局労働政策課
男性の育児休業取得の促進	男性の育児休業取得に向けた中小企業の行動計画策定に対して助成するとともに、育児休業の制度運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。	1-(3)①	労働局労働政策課
育児休業者、介護休業者生活資金融資制度の実施	育児、介護休業を取得された方を対象に、休業期間中に必要とする生活資金を無担保・低金利・長期にわたって貸与するための融資制度を実施します。		労働局労働政策課
男性職員の育児休業等取得促進	育児休業等制度の周知と育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、育児休業中の職員に対し適宜情報提供を実施します。		人事課
男性教員・男性職員の育児休業等取得促進			教育庁総務企画課 教育庁教職員課
男性警察官・男性職員の育児休業取得促進	育児休業等制度の周知と育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、育児休業中の職員に対し適宜情報提供を実施します。		警察本部警務課

② 仕事と生活が両立できる環境の整備

- 待機児童の解消や、多様なニーズに対応した保育サービス等の充実を図るとともに、老人福祉施設等の整備促進や介護サービスの充実により、仕事と子育て、介護との両立を支援します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の認可、指導監督を行います。質の高い幼児教育・保育を提供できるよう環境の充実を図るため、保育所整備による定員拡大や保育の担い手である保育士の処遇改善を実施します。 ・また、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。 		子育て支援課
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を行い、幼保連携型以外(幼稚園型、保育所型、その他の型)の認定こども園の認定を行います。 ・質の高い幼児教育・保育の提供が行われるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付を行います。 ・施設型給付による財政支援を行い、就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図ります。 		子育て支援課
小規模保育事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が認可を行う小規模保育事業所等で、質の高い幼児教育・保育を提供できるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による財政支援を行います。 ・また、環境の充実を図るため、施設整備による定員拡大や創設を実施します。 		子育て支援課
延長保育、病児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性の増加や通勤時間の長時間化等に伴う保育需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。 ・子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設等で児童を一時的に保育する病児保育事業の促進に努めます。 ・また、病児保育の利用料を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。 		子育て支援課
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を放課後や夏休み等の長期休暇に専用施設や余裕教室等で預かり、放課後児童支援員を配して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 		こども未来課
介護保険対策	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスが充実されるよう、介護支援専門員実務研修受講試験や各種研修を実施することで介護支援専門員の養成、資質の向上を図ります。 		高齢者地域包括ケア推進課 (介護人材確保対策室)
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの事業所の指導・育成を行うことにより、介護サービスの充実を図ります。 		介護保険課
老人福祉施設等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等の老人福祉施設等の創設、改築などの整備を促進します。 		介護保険課

(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進

① 男性の家事・育児等への主体的な取組の推進

- 産後パパ育休を育児の入り口の一つと位置付け、育児をしてみて育児の喜びや大変さを実感し、その後の育児への関わり方や働き方の見直しにつなげるため、産後パパ育休制度の普及・啓発に努めるとともに、男性の主体的な育児への参画を図ります。
- 家事・育児・介護の負担が女性に偏り、生活の質への影響、就業継続や仕事との両立の難しさにつながっている現状を改善するため、男女がともに家事・子育て・介護を行う意識改革を促します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
共家事・子育ての推進	男性が主体的に家事・子育てに関わることができるよう、男性が家事・子育てに関わることの大切さや意義等について啓発し、男性の積極的な家事・育児を促すほか、家事に不慣れな男性が、家事は楽しみながら気軽にできるものと感じたり、家事スキルを上げてもらう取組を進めます。		男女共同参画推進課
	市町村が行う家事・育児分担を促進する取組や、男女がともに参加する子育て親子教室などの取組を支援します。		こども未来課 子育て支援課
子育て応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」の登録拡大と取組内容の充実を図り、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進します。	1-(2)①	労働局労働政策課
介護応援宣言企業の推進	企業や事業所の代表者が、従業員の仕事と介護の両立を支援する具体的な取組を自主的に宣言し、それを県が登録する「介護応援宣言企業登録制度」の登録拡大を図り、仕事と介護を両立できる職場づくりを推進します。	1-(2)①	労働局労働政策課
働き方の見直し	若者・女性・高齢者などの多様な人材がそれぞれの事情に応じて多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに向けたセミナーを実施するほか、企業内の働き方改革の取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」に対し、フォローアップを行うなど、働き方改革の実践に向けた取組を実施します。	1-(2)①	労働局労働政策課
男性の育児休業取得の促進	男性の育児休業取得に向けた中小企業の行動計画策定に対して助成するとともに、育児休業の制度運用のための人事労務責任者向け研修会を実施します。	1-(2)①	労働局労働政策課

② 地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進

- 地域活動において、性別や年代にとらわれず多様な人材の参画を市町村等と連携して進めます。
- 役職を受けることについて、知識や能力の面での不安や責任が重いことを負担と感じる女性も多いことから、女性リーダーの育成に向けた研修等を行います。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
地域のリーダーを目指す女性応援	政治分野などの政策決定の場への女性の参画を進めるため、地域のリーダーとなる女性を育成します。	1-(4)	男女共同参画推進課
男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成	男女共同参画の視点をもって防災・復興に対応できる人材を育成し、平常時からの地域のコミュニティの男女共同参画を推進します。	2-(4)	男女共同参画推進課
女性団体のネットワークとの連携	福岡県内の女性団体・グループが相互に情報交換、交流を深めるために組織された「福岡県男女共同参画推進連絡会議（愛称：ふくおかみらいねっと）」の取組を支援します。		男女共同参画推進課
地域づくり団体への支援	「地域づくりネットワーク福岡県協議会」への女性が主体的に活動している団体の加入促進を行い、情報提供、団体相互の交流推進、表彰など活動の支援を行います。		市町村振興局政策支援課
好事例の情報収集、提供	・地域づくりの様々な活動に女性が参画した事例などの情報収集及び発信を行い、女性の参画を促進します。 ・地域で活動する団体等を紹介するサイト「地域のすばる」を運営します。		男女共同参画推進課
農村女性リーダーの育成と活動支援	地域の牽引役となる農村女性リーダーの認定、育成を行うことにより、女性農業者の経営参画の促進を図ります。	1-(1)③	経営技術支援課
商工会女性部活動の支援	商工会等の女性部(女性経営者等で構成)が行う社会福祉・環境保全活動などの自主的な活動を支援し、地域中小企業の活性化を促進します。		中小企業振興課
自治会における男女共同参画の促進	自治会長への女性の登用にあたっての障壁についてアンケートを実施し、その結果を市町村に共有するとともに、具体的な取組の実施に向けて支援します。		男女共同参画推進課

(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 福岡県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において、役職や年代にとらわれず、多様な人材の中から女性委員の登用を進めます。
- 市町村に対し、県審議会等と同様多様な人材の中から女性の登用が進むよう、状況把握及び女性人材の情報提供等を行います。
- 政治分野における男女共同参画の推進を図るとともに、人権侵害に関する相談体制の充実などに取り組みます。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
県の審議会等における女性委員の登用推進	県の審議会等において、役職や年代にとらわれず、多様な人材の中から女性の登用を促進する取組を進めます。		全庁・教育庁
市町村審議会等における女性比率の調査・公表	市町村審議会等の女性委員に関する調査を行い、各市町村の女性登用率を公表するとともに女性人材情報提供や多様な人材が参画できる取組事例の情報提供など支援を行います。		男女共同参画推進課
農業委員会における女性委員の登用推進	関係機関(農業会議、市町村)と連携のもと、農業委員会に男女共同参画に関する啓発を行い、女性農業委員の登用を促進します。		水田農業振興課
農業協同組合における女性役員の登用推進	指導機関(JA福岡中央会)と連携のもと、農業協同組合における女性役員の登用を促進します。		団体指導課
漁業協同組合における女性役員の登用推進	漁協系統組織(県漁連、福岡有明海漁連等)と連携のもと漁業協同組合における女性役員の登用を促進します。		水産局漁業管理課
スポーツ団体における女性役員等の登用促進	女性の視点に立ったスポーツ活動の推進を図るため、本県スポーツ推進計画策定の際のスポーツ推進審議会における女性委員の積極的登用など女性役員等の登用推進を図ります。		スポーツ局スポーツ企画課
女性の役員登用推進 (福岡 BOARD 倶楽部)	企業経営に深く関わる社内取締役への女性登用を推進するため、企業から推薦された次世代女性リーダーと地場企業の経営層が交流・研鑽し、次世代女性リーダーの人脈形成及び企業経営層の意識改革を図るフォーラムを開設します。	1-(1)②	女性活躍推進課
地域のリーダーを目指す女性応援	政治分野などの政策決定の場への女性の参画を進めるため、地域のリーダーとなる女性を育成します。	1-(3)②	男女共同参画推進課

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

<現状・課題>

- DVや性暴力、セクシュアルハラスメントは、個人の尊厳を深く侵害し、その後の人生に深刻な影響を及ぼす許されざる行為です。これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権問題であり、また、被害者の自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、貧困や様々な困難につながることもあることから、暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保が必要です。
- DVの被害経験があった人の割合は、女性は約4人にひとり、男性は約6人にひとりという実態に加え、警察や配偶者暴力相談支援センターへの年間相談等件数が4,000件を超えるなど、依然として暴力の根絶には至っていません。また、DVは主に家庭内や親密な関係の中で行われるため、外部から発見しにくく、被害者が相談をためらい、被害が深刻化する傾向があります。
- DV相談窓口の存在を「知らない」と回答した人が約47%に上り、早期支援に向け、周知が必要です。
- DVには身体的なものに留まらず、精神的なものや性的なものも含まれる人権侵害であることの認識が広がりつつあります。
- 福岡県の性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の人口10万人当たりの認知件数は、全国順位が11位と依然として高い水準にあり、性犯罪の被害者の約8割が10歳代及び20歳代となっています。
- デジタル化の進展やSNS等の普及に伴い、これらを介在した新たな形の性暴力やハラスメントが顕在化しており、その対策が求められています。
- DV及び性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、暴力を許さず被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるためには、発達の段階に応じた総合的な教育・啓発を行っていくことが重要です。
- 働く場における様々な場面でのハラスメントが社会問題となっています。男女雇用機会均等法改正などの法整備により対策は強化されていますが、労働者の能力発揮や継続就業できる環境を確保するため、現場での意識啓発が必要です。
- 女性相談支援センターには、困難な問題を抱える女性から多岐にわたって様々な相談が寄せられています。多様化・複合化・複雑化する相談に対応す

るため、相談員の資質向上をはじめ、専門機関や民間支援団体との協働・連携した相談・支援体制の充実が求められています。

- 困難を抱える女性は、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくい傾向があるため、孤立化・潜在化する可能性が高い状況にあります。そのような自発的に相談しない人の支援につなげられるよう、相談窓口の周知に加え、アウトリーチによる積極的な働きかけが必要です。
- 一時保護所或いは自立支援施設など退所後、地域で生活を始める際、精神面で大きな不安を抱えている人もいること等から、自立に向けた生活が定着できるよう、フォローアップ支援が求められています。
- 一時保護においては、支援対象者の状況は多様であり、居場所等の秘匿性が低い場合など、本人の状況に応じて通信機器の制限などで柔軟に対応できるような一時保護や民間シェルター等の環境の確保が求められています。
- 法では、市町村が支援の主体として位置づけられていますが、市町村の努力義務とされている基本計画の策定、支援調整会議や女性相談支援員の設置を進めるため、市町村への情報提供や助言等の支援を行うことが必要です。
- ひとり親家庭のうち、約9割は母子世帯となっています。また、母子世帯では非正規雇用による就業が4割を超えており、その平均年間税込収入は200万円台にとどまるなど厳しい生活を余儀なくされています。また、養育費を受給している母子家庭は、3分の1に満たず、養育費の確保に向けた取組が重要です。
- 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別等がなく、加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれられないよう、生活・就業支援、人権擁護の取組が重要です。また、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための取組が必要です。
- 女性の心身の状態は年代によって大きく変化する特性があり、女性特有の病気である月経障害等は20代から40代前半、乳がん等は40代及び50代などの働く世代で多くなっています。また、「リプロタクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も踏まえ、ライフサイクルに応じた健康支援が求められます。
- 近年、災害が頻発化、激甚化しており、防災・減災対応、避難所運営等の被災者支援、災害からの復興等の場面で、女性と男性のニーズの違いにも配慮した多角的な視点での対応が求められています。

<施策の方向>

(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶

① DV相談体制の充実と関係団体との連携

- 深刻な被害を防ぐため、保健所、医療関係者、民生委員・児童委員、保育所・学校関係者などDVを発見する可能性が高い関係者に対し、関連する情報を提供するとともに、相互に連携して対応します。
- 被害者からの早期の相談を促すために、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の電話番号を記載したカード等を関係機関等に配布するほか相談窓口を広く周知します。また男性被害者専用の相談を実施するなど、誰もが相談しやすい環境整備を進め、被害の早期発見と適切な支援につなげます。
- 外国人の生活習慣や文化、障がいのある人、高齢者の心身の状況等に十分配慮しながら、本人の意向を尊重し、適切な支援や情報提供に努めます。また、性的少数者に対する理解を進めるため、職務関係者への研修内容を充実させます。

※本計画におけるDV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚を含む)や配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力。

※「暴力」とは、

- ・身体的なもの(殴る、蹴る など)
- ・精神的なもの(大声でどなる、無視する、行動を制限、監視・束縛 など)
- ・経済的なもの(生活費を渡さない、借金をさせる など)
- ・性的なもの(性行為の強要、避妊に協力しない など)

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課(室)名
配偶者暴力相談支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターについては、県の中核的配偶者暴力相談支援センターとして、種々の事例を通じたノウハウを蓄積し、地域の相談窓口では対応が困難な事例に対する助言などの専門的支援や、広域対応を含めた総合調整機能の強化を図ります。 ・配偶者暴力相談支援センターは、身近な相談窓口として被害者が相談しやすい環境を整備し、初期段階での対処を可能にすることで、重大な事態に陥ることを防止するとともに個々のケースに応じた効果的な支援を進めます。 		男女共同参画推進課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の電話番号を記載したカードやインターネットなど、様々な媒体を効果的に活用するほか、DV被害に関する制度や相談窓口等を周知します。 ・身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などDVに該当する行為について広く啓発を行うことにより、DVに関する県民の理解を深め、DVが潜在化しないように努めます。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、相談窓口の広報活動を行います。 	2-(2)④	男女共同参画推進課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
関係機関との連携による被害の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保育や学校関係者、民生委員など被害者を発見しやすい立場にある関係者へ、DVの早期発見、通報の必要性などについて理解を深め、相互に連携して対応します。 ・児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待等家庭内の問題に関わる各機関・団体の職員がそれぞれの暴力に関する理解を深め、必要な情報を共有し、連携して対応します。 	2-(2)①	男女共同参画推進課
市町村の体制強化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者情報の保護の徹底を図るとともに、市町村が実施する保健福祉や教育施策、住宅確保支援策の利用等が円滑にできるよう働きかけます。 ・市町村に対し、女性相談支援員の配置が進むよう、関連する情報の積極的な提供や助言などを行います。 	2-(2)③	男女共同参画推進課
男性DV被害者への対応	男性被害者に適切に対応するため、男性を対象とした専用の相談を実施します。		男女共同参画推進課
外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への対応	外国語によるリーフレットを相談窓口を設置し、DVに関する正しい知識、制度、相談窓口などの適切な情報の提供を行うほか、被害を受けた外国人からの相談の際には、DVに関する専門の知識を有する民間団体の通訳を活用し、被害者の状況に応じた支援を行います。	2-(2)①	男女共同参画推進課 国際局国際政策課
	相談の内容等から、障がいのある人や高齢者の虐待に当たると思われる場合には、配偶者暴力相談支援センターから市町村へ通報を行うなど、関係法令に基づいた対応を行います。		男女共同参画推進課 高齢者地域包括ケア推進課 障がい福祉課
	性的少数者の被害者に適切に対応するため、性的少数者を対象とした専門の相談を実施します。		男女共同参画推進課
職務関係者の相談・援助技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職務関係者の経験年数等に応じた体系的・継続的な研修を行い、専門的な知識や技術の向上を図ります。 ・職務関係者が正確な知識や情報を持ち、適切な対応を行うための手引書であるマニュアルを充実させます。 ・外部の専門家等を交えたスーパービジョン研修等により、職務関係者の相談援助被害者支援技術の向上を図るとともに、心理的なケアを行います。 ・国籍や障がい等を問わず、被害者の人権に配慮し、本人の意向をふまえた支援を行うため、また、性の多様性や性的少数者が抱える困難への理解を進めるため、職務関係者の研修を充実します。 	2-(2)①	男女共同参画推進課 警察本部被害者支援・相談課 警察本部人身安全対策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口等における二次的被害の防止や諸手続がもたらす被害者への負担の軽減、被害者の安全確保のため、DVの特質や被害者の人権の尊重、情報管理の徹底に関する研修を行います。 ・警察においては、職員がDV事案に適切に対応できるよう、研修等の積極的な取組を継続します。 	2-(2)①	男女共同参画推進課 警察本部人身安全対策課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
支援調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 行政、支援機関等で構成する支援調整会議において、県全体の課題や総合的な支援策を協議するとともに、地域の課題を把握し、新たな施策の提言等に結びつけるなど、地域ブロック会議等と有機的に連携し、機能を強化します。 具体的な支援事例の検討や情報交換を通して、相談員間の連携強化及び資質の向上に努めます。 	2-(2)③	男女共同参画推進課
民間団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かで実践的な取組により被害者の自立を支援しようとする民間団体の取組を支援します。 被害者の支援活動を行う団体等を対象に、現状や課題、関連制度等を学ぶ講座の開催や情報提供を行うとともに、相互のネットワーク化を図ります。 		男女共同参画推進課
苦情を受けた場合の適切かつ迅速な体制確保	苦情の申し出を受けた場合に県の各部署で迅速に対応できるよう、体制を確保し、被害者の状況に配慮し、適切に対応します。		男女共同参画推進課

② DV被害者の保護体制の充実と安全確保

- 被害者の安全を最優先し、配偶者暴力相談支援センターと警察が緊密に連携し、被害者の安全確保や、加害者が被害者に接近することを禁止する保護命令制度に関する手続きを支援するなど、被害者の状況に応じた適切な対応を行います。
- 男性被害者や性的少数者の保護の必要が生じた場合は、適切な受け入れ先を確保します。
- 被害者の意思を尊重し、長期的・継続的な心理的ケアや生活支援等を行います。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、暴力や被害者の状況を把握した上で、被害者が利用することができる制度等に関する情報提供を行い、緊急の場合は一時保護を勧めるなど、必要に応じて警察と連携し、被害者の安全確保を最優先に対応します。 		男女共同参画推進課 警察本部人身安全対策課
	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への身体的暴力が行われていると認めるときは、被害者の意思を尊重しながら、加害者に対する検挙・警告等の措置を講ずるとともに、避難など被害者の援助を行います。裁判所が保護命令を発した時は、被害者に対して留意事項を伝達するとともに、加害者への指導警告等を行います。 		男女共同参画推進課 警察本部人身安全対策課
	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター及び警察は、裁判所が保護命令を発した旨の通知を受けた場合、緊密に連携し、速やかに被害者及びその親族等に対して、被害を防止するための留意事項や緊急時の通報等について伝達します。 		男女共同参画推進課 警察本部人身安全対策課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
一時保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全・安心を重視し、本人の意思を尊重するとともに、一人ひとりの状況に応じた一時保護、支援体制の充実を図ります。 夜間・休日含め、迅速な一時保護を行うよう、関係機関と連携します。 家族を同伴する場合や介護が必要な障がいのある人、高齢者など被害者の状況も踏まえ、社会福祉施設等一時保護委託先の充実を図ります。 	2-(2)②	男女共同参画推進課
男性被害者、性的少数者の避難先の確保	男性被害者や性的少数者の一時保護については、避難先として受け入れが可能な施設を確保します。		男女共同参画推進課
外国人、障がいのある人、高齢者への対応	外国人被害者の一時保護にあたっては、専門の知識を有する民間団体と連携し、通訳の派遣を行います。	2-(2)②	男女共同参画推進課
	障がいのある人や高齢者については、配偶者暴力相談支援センターに加え、被害者の状況に応じた入所施設への円滑な入所ができるよう市町村と十分連携していきます。		男女共同参画推進課 高齢者地域包括ケア推進課 障がい福祉課
被害者の心理的ケアの充実	一時保護所に心理療法担当職員を配置し、入所者の心身の健康の回復を支援します。	2-(2)②	男女共同参画推進課
	県保健福祉（環境）事務所や児童相談所などの関係機関、民間シェルター等の民間団体、DV被害に理解のある医療機関等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、継続的な心理ケアを行います。	2-(2)②	男女共同参画推進課
児童相談所等との連携	市町村が設置する要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センターも参画する等、DVと児童虐待の対応について、市町村、児童相談所との連携を強化し、被害者及び被害児童の支援を充実します。		男女共同参画推進課 子ども福祉課
同伴するこどもの心理的ケア	被害者の同伴するこどもが、心理的外傷や、暴力を受けている例が見られることから、児童相談所等と連携し、こどもの心理的ケアについて適切に対応します。	2-(2)②	男女共同参画推進課 子ども福祉課
	一時保護所に保育士を配置し、保育機能を充実します。	2-(2)②	男女共同参画推進課

③ DV被害者の自立支援と加害者に対する再発防止

- 経済的理由により住宅確保が難しくなることがないよう、被害者の状況に応じ、公営住宅や民間住宅への入居を支援します。
- 被害者の自立に向け、各種制度や支援内容について、県の関係部署や、各種手続きの窓口となる福祉事務所、市町村、民間団体等の関係機関と連携し、被害者にわかりやすく情報提供を行い、その活用を支援します。
- 被害者の安全・安心の確保につながる支援策として、DV加害者に自らの暴力を自覚させ、行動変容を促す働きかけを行います。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
住宅の確保支援	被害者が安心して暮らすことができる生活基盤の確保のため、住宅確保の支援として、県営住宅の抽選方式募集における倍率優遇措置等を行うとともに、地域優良賃貸住宅において被害者世帯も入居対象とします。	2-(2)②	住宅計画課 県営住宅課
	・DV被害者を含む住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保を支援するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援法人の指定、セーフティネット住宅の登録、日常生活を営むための援助を行う居住サポート住宅の計画認定や情報提供を行います。 ・市町村の居住支援体制整備や県内の居住支援法人の活動を支援するため福岡県居住支援協議会を開催します。	2-(2)②	保護・援護課 住宅計画課
就業の支援	ママと女性の就業支援センターにおいて、求職中や非正規の女性等を対象に個別相談や就職支援情報・保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催、求人開拓から就職あっせんまできめ細かな就職支援を実施します。	1-(1)① 2-(2)②	労働局就業支援課
	ひとり親サポートセンターにおいて、ママと女性の就業支援センターや公共職業安定所などと連携し、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、求人情報の提供まで一貫した就業支援を実施します。	2-(2)②	こども未来課
	公共職業安定所等と連携し、県高等技術専門校の施設内訓練や委託訓練による受講機会の確保を図るとともに、就職につながる効果的なコース内容とします。	2-(2)②	労働局職業能力開発課
女性自立支援施設における支援	被害を受けた女性の自立を支援するための施設において、心身のケアやプライバシー保護のほか、生活支援や就労支援など継続的な自立支援を行います。	2-(2)②	男女共同参画推進課
福祉制度の情報提供	ひとり親家庭自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当、生活困窮者自立支援制度、生活保護など利用可能な福祉の制度について情報提供し、その活用を支援します。	2-(2)②	男女共同参画推進課 こども未来課
	配偶者からの暴力で父（母）が裁判所からの保護命令を受けた児童に児童扶養手当が支払われることなど、支給要件について周知を図ります。		こども未来課
	生活保護の実施に際しては、関係機関から被害者（申請者）の生活状況や扶養関係の情報を得るなど、被害者に負担をかけず、被害者の居所が加害者に知られないよう十分配慮します。		保護・援護課
民間団体等との連携	一時保護後なども地域において見守りが必要な被害者に対し、民間団体等と連携し、地域で自立し定着するための支援を実施します。	2-(2)②	男女共同参画推進課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
適正な情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における住民基本台帳及び国民健康保険等の窓口担当課に対し、閲覧制限などの適正な措置について継続的に周知します。 ・市町村の窓口職員に対する研修内容を充実させ、情報の取り扱いについての周知と理解を徹底します。 	2-(2)②	男女共同参画推進課 市町村振興局行財政支援課 医療保険課
	学校等においては、幼児・児童・生徒の心のケアの実施や安全の確保及び個人情報の保護について教職員の理解と周知を進め、情報管理を徹底します。	2-(2)②	教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課
法律手続きに関する情報提供	保護命令制度等について被害者に対する十分な情報提供及び必要に応じた裁判所への同行支援等を行います。		男女共同参画推進課
	離婚やこどもの親権、養育費、借金問題等、被害者の法的問題について、法律相談に同行するほか、被害者が法律相談の費用を準備できない場合は、日本司法支援センター（法テラス）等が実施する相談支援制度を紹介します。	2-(2)②	男女共同参画推進課
加害者への対応	被害者の安全・安心の確保につながる支援策として、加害者プログラム等二度と暴力行為を繰り返さないための取組を推進します。		男女共同参画推進課
	警察は、DV加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。		警察本部人身安全対策課

④ 性暴力等の根絶及び被害者支援

- 性暴力被害者が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けられるよう被害者支援の充実及び加害者の再犯防止対策に取り組みます。
- ストーカー事案に対し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害の防止に関する広報啓発を推進します。
- 児童買春、児童ポルノ等こどもの心身に有害な影響を与え、こどもの福祉を害する犯罪の被害防止に向けた各種広報啓発及び取締りを推進します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けられるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を運営します。 ・センターでは、相談員が電話での相談に応じ、さらに、面接相談や、産婦人科医療をはじめとする医療面のケア、警察等への付添い、被害回復に必要な医療費等に対する公費支出など、被害直後から総合的な支援を行います。 ・また、心理専門職を配置し、こどもの性被害に的確に対応します。 		生活安全課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
性暴力加害者の社会復帰支援	性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰のため、再犯防止専門プログラムの実施や生活の自立を支援します。		生活安全課
性暴力対策に関する「協議・検討の場」の設置	福岡県性暴力根絶条例の的確な運用を図るため、関係機関との連携を強化します。		生活安全課
性犯罪への適切な対応及び被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者に対する的確な刑罰法令の適用を行います。被害者が安心して被害の届出ができる環境の整備をします。 ・被害者の精神的負担の防止・軽減を図るため、被害者の事情聴取等に従事する性犯罪捜査官を指定します。 		警察本部捜査第一課
女性警察官に対する研修の実施	性犯罪事件捜査等に携わる女性警察官を警察学校に入校させ、精神科医、検察官や本部専務員を招聘し、被害者の精神状態やそれに伴う被害者対応要領、証拠採取要領等の講義を受講させます。		警察本部捜査第一課
ストーカー事案対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー行為等の規制等に関する法律その他各種令を適用し、的確に加害者の検挙や行政命令等の措置を講じるとともに、自治体等の関係機関や支援団体と連携した避難措置等により被害者やその親族等の安全確保を図ります。 ・地域精神科医療機関等と連携し、精神科医の診察や精神保健福祉士との面談による加害者の更生に向けた取組を推進するなど、被害の未然防止と拡大防止に努めます。 		警察本部人身安全対策課
売春事犯等の取締りの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・売春事犯、人身取引事犯等に対しては、厳正に対処します。 ・関係業種に対する行政処分及び行政指導の徹底を図ります。 		警察本部生活保安課
こどもの福祉を害する犯罪からの被害防止対策の推進	児童買春、児童ポルノなどこどもの心身に有害な影響を与え、こどもの福祉を害する犯罪の被害防止に向けた各種広報啓発及び取締りを推進します。		警察本部少年課
アダルトビデオ出演被害問題への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正な取締りを行います。 ・若年女性を対象とした教育や広報啓発・情報発信活動等を通じて、被害防止対策を行います。 		警察本部生活保安課
性犯罪被害相談電話「#8103」の周知	性犯罪被害者の立場に立った相談対応を行い、関係機関と連携し、きめ細やかな支援を行います。効果的な広報を行い、県民への周知に努めます。		警察本部被害者支援・相談課
インターネットを利用した性暴力等への対応	教員研修等によって教員の情報モラル指導力の向上を図るとともに、児童生徒への情報モラルの啓発を行います。		教育庁義務教育課
	スマートフォン等の情報端末は利便性と危険性を併せ持つことを周知し、学校と家庭が連携し、使用の際に守るべきルールやマナーについての指導の充実を図ります。		教育庁高校教育課
SNSに起因するこどもの犯罪被害防止活動	サイバーパトロールにより、こどもの性被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みを発見し、注意を促すメッセージを送信することで、犯罪被害の防止を図ります。		警察本部少年課

⑤ セクシュアルハラスメントの防止

- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など労働関連法制度の周知を図るとともに、セクシュアルハラスメントなど労働者の能力発揮を阻害する職場におけるハラスメント等の相談に応えるほか、ハラスメント防止対策を促進します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
労働相談の実施	労使関係、労働条件、労働福祉等に関する問題の解決のため事業主や労働者を対象とした情報提供や労働相談等を行います。	1-(1)①	労働局労働政策課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談（電話・メール・面接）を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談（法律相談、こころの健康相談）を実施します。	1-(1)① 2-(2)⑤	男女共同参画推進課
職員に対するハラスメント防止対策	ハラスメント防止に係る管理監督者を対象とした研修を職員研修所で実施するほか、所属研修を実施する際の活用資料の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。		人事課 （内部統制室）
	ハラスメントについて、職員研修所における研修受講の促進や所属研修を実施する際の活用資料等の情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。		教育庁総務企画課
	ハラスメントに関し、メールマガジン等による情報提供、職員への相談体制の整備・周知を図ります。		教育庁教職員課
	良好な職場環境の確保するため、各種教養を通じてハラスメントに関する職員の意識改革を行うなど、ハラスメント防止対策を推進します。		警察本部警務課
在宅医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策	在宅の医療・介護従事者の安全確保に係る取組を実施し、利用者への在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築します。		高齢者地域包括ケア推進課 （介護人材確保対策室）

⑥ あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進

- DV、性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶に向けた教育、研修、広報啓発を推進します。
- 学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層に対し、様々な機会を活用して、加害者と被害者を生まないための総合的な教育・啓発を推進します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
人権を尊重する県民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、行政職員・社会教育関係団体指導者・教職員等を対象に各種研修会の開催や、啓発活動に必要な関連情報の収集・提供を行い、男女共同参画の推進及び暴力を許さない視点を含めた人権啓発を行います。 ・性暴力根絶に向けた対応指針及び性暴力根絶条例に基づく各施策を周知します。 ・市町村に対し広報・啓発の取組の実施について働きかけを行います。 	2-(2)④	男女共同参画推進課 生活安全課 人権・同和対策局調整課 教育庁人権・同和教育課
	人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たす家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、子育てのあり方に関する資料や冊子の作成などを通して、家庭教育の支援に努めます。	2-(2)④	教育庁人権・同和教育課 教育庁社会教育課
	公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じて人権や男女共同参画に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育と社会教育との連携協力体制の構築を図り、人権を尊重する社会づくりが推進されるよう支援します。	2-(2)④	教育庁社会教育課 教育庁人権・同和教育課
面前DVに関する幅広い啓発の促進	子どもに関わる様々な立場の関係者に対し研修等を通じて、DVに関する正しい理解を促進します。また、面前DVが子どもに及ぼす影響について広く啓発を行います。		男女共同参画推進課 子ども福祉課
若年層に対する教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、命の大切さや自他を尊重する心や態度の育成について、人権教育、男女共同参画教育活動を推進するとともに、家庭や地域と連携した取組の充実を図ります。また、児童・生徒の発達段階に応じて、DVに関する正しい理解を進め、暴力を許さない意識を醸成する教育に取り組みます。 ・中学生や高校生、大学生等に対し、様々な機会を活用してDVに関する正しい理解を進めるとともに、DV防止に関する講座や、民間団体との連携による啓発事業の実施等を促進します。 ・「性暴力根絶条例」に基づき、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、児童・生徒の発達段階に応じ、性暴力の根絶等に関する総合的な教育を実施します。 ・様々な媒体を活用した若年層への効果的な啓発や相談窓口の周知を図ります。 	2-(2)④	男女共同参画推進課 生活安全課 教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課 教育庁人権・同和教育課

(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

① 支援対象者の早期把握と相談体制の充実

- 困難な問題を抱える女性専用の相談窓口「福岡県女性サポートホットライン」を設置し、相談受付から支援のための関係機関との調整や同行支援など、自立に向け一貫した支援を行うほか、市町村の女性相談支援員等へ助言を行います。

- 民間団体と協働し、繁華街等での夜間巡回やSNSアウトリーチを実施するほか、安心して自分の気持ちや悩みを話し交流することができる居場所の提供に取り組み、困難な問題を抱える女性の早期把握、関係機関への同行支援を実施し、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。
- 多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱える女性を支援するため、支援に従事する職員等の資質向上のための各種研修を行います。

※ 法は、「困難な問題を抱える女性」を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と定義しています。

生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など、日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的少数者を含め、法による支援の対象者となります。

現に問題を抱えている方のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある方も支援対象者とします。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
女性相談支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の中核機関として、種々の事例を通じたノウハウを蓄積し、地域の相談窓口では対応が困難な事例に対する助言などの専門的支援や、広域対応を含めた総合調整機能の強化を図ります。 ・ 「福岡県女性サポートホットライン」を設置し、困難な問題を抱える女性に対し、専門の相談員が問題解決に向けた様々なサポートを行うほか、市町村の女性相談支援員等に対し支援が難しいケースなどに関する助言を行います。 		男女共同参画推進課
市町村等相談窓口との連携	配偶者暴力相談支援センター、妊娠・出産相談支援窓口、市町村窓口、性暴力被害者支援センター・ふくおか、その他広範囲な悩みに関する総合相談窓口等の既存の相談窓口等と連携し、他窓口での相談支援を要する場合は丁寧に情報提供を行い、必要に応じて共同で支援を行います。また、各窓口の周知について、相互に協力します。		男女共同参画推進課 生活安全課 子ども福祉課
関係機関との連携による早期把握	<ul style="list-style-type: none"> 医療・保育や学校関係者、民生委員など支援対象者を発見しやすい立場にある関係者へ、早期発見、相談の必要性などについて誓いを深め、相互に連携して対応します。 児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待等家庭内の問題に関わる各機関・団体の職員がそれぞれ女性支援に係る理解を深め、必要な情報を共有し、連携して対応します。 	2-(1)①	男女共同参画推進課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
アウトリーチ、居場所の提供等による早期の把握	できる限り早期に相談支援を行う相談窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、繁華街やこども食堂等での声かけや、電話・メール・SNS等による相談対応、公的機関への同行支援等を行うほか、困難を抱える女性が気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを打ち明けられることができる居場所を提供します。		男女共同参画推進課
ひとり親家庭からの相談対応、支援情報の提供	ひとり親が自分の生活時間に合わせて気軽に相談できる必要な支援を受けられるよう、SNS（LINE）による個別相談を実施するほか、ひとり親サポートセンターのホームページにAIチャットボットを導入し、ひとり親家庭からの相談に24時間365日対応し適切な支援に案内します。		こども未来課
	女性相談支援員兼母子・父子自立支援員を県保健福祉（環境）事務所に配置し、ひとり親家庭等からの相談に対し情報提供や助言を行います。		こども未来課
外国人、障がいのある人、高齢者への対応	外国語によるリーフレットを相談窓口を設置し、様々な制度や相談窓口等に関する適切な情報の提供を行うほか、外国人からの相談の際には、専門の知識を有する民間団体の通訳を活用し、相談者の状況に応じた支援を行います。	2-(1)①	男女共同参画推進課 国際局国際政策課
	障がいのある人や高齢者については、障がいのある人の支援分野や高齢者の支援分野の関係機関と連携して対応します。		男女共同参画推進課 高齢者地域包括ケア推進課 障がい福祉課
支援に携わる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援員等の経験年数等に応じた体系的・継続的な研修を行い、専門的な知識の習得、正確な情報の収集及び相談支援技術の向上を図ります。 女性相談支援員が正確な知識や情報を持ち、適切な対応を行うための手引書である相談マニュアルを充実させます。 外部の専門家等を交えたスーパービジョン研修等により、女性相談支援員等の相談援助技術の向上を諮るとともに心理的なケアを行います。 支援対象者に対する二次的被害の防止及び安全・安心の確保のため、人権の尊重、情報管理の徹底に関する研修を行います。 国籍や障がいの有無等を問わず、支援対象者の人権に配慮し、本人の意向をふまえた支援を行うための研修の充実を図ります。 	2-(1)①	男女共同参画推進課

② 安全の確保と安定した生活に向けた支援

- 一時保護所、一時保護委託先においては、本人の同意の下、支援対象者の一人ひとりの状況に応じた保護、支援体制の充実に努めます。
- DV加害者等からの追跡のおそれがなく秘匿性が低い場合など、それぞれの状況に応じた多様な一時保護先の確保に取り組みます。

- 一時保護後なども、地域で安定した生活が継続できるよう、民間団体等と連携して定着支援に取り組めます。
- 地域で自立して生活できるよう、困難な問題を抱える女性の状況等に応じて、生活支援、居住支援を実施するほか、経済的に自立できるよう就労支援を充実させます。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
一時保護者の状況に応じた支援	・追跡リスクのある支援対象者については、安全・安心を重視し、本人の意思を尊重するとともに、一時保護者一人ひとりの状況に応じた一時保護、支援体制の充実を図ります。	2-(1)②	男女共同参画推進課
	・追跡のおそれがなく秘匿性が低い場合などの状況に応じて、生活ルールを緩和した一時保護所を確保し、支援対象者の生活再建を支援します。		
	・夜間、休日を含め、迅速な一時保護を行うよう、関係機関と連携します。 ・家族を同伴する場合や介護が必要な障がいのある人、高齢者など支援対象者の状況も踏まえ、社会福祉施設等一時保護委託先の充実を図ります。	2-(1)②	男女共同参画推進課
外国人、障がいのある人、高齢者への対応	外国人被害者の一時保護にあたっては、女性支援に関するノウハウを有する民間団体と連携し、通訳の派遣を行います。	2-(1)②	男女共同参画推進課
	障がいのある人や高齢者については、それぞれの一時保護の状況に応じた施設への入所等の必要なサービスが利用できるよう市町村と十分連携していきます。		男女共同参画推進課 高齢者地域包括ケア推進課 障がい福祉課
心理的ケアの充実	一時保護所に心理療法担当職員を配置し、一時保護者の心身の健康の回復を支援します。	2-(1)②	男女共同参画推進課
	県保健福祉（環境）事務所や児童相談所などの関係機関、民間シェルター等の民間団体、医療機関等と連携し、支援対象者の意思を尊重しながら、継続的な心理ケアを行います。	2-(1)②	男女共同参画推進課
同伴する子どもへのケアと支援	一時保護者の同伴する子どもが、心理的外傷や、暴力を受けている例が見られることから、児童相談所等と連携し、子どもの心理的ケアについて適切に対応します。	2-(1)②	男女共同参画推進課 子ども福祉課
	一時保護所に保育士を配置し、保育機能を充実します。	2-(1)②	男女共同参画推進課
住宅の確保支援	支援対象者が安心して暮らすことができる生活基盤の確保のため、住宅確保の支援として、県営住宅の抽選方式募集における倍率優遇措置等を行うとともに、入居資格のある支援対象者に対して地域優良賃貸住宅の情報を提供します。	2-(1)③	住宅計画課 県営住宅課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
住宅の確保支援	<p>・住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保を支援するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく居住支援法人の指定、セーフティネット住宅の登録、日常生活を営むための援助を行う居住サポート住宅の計画認定や情報提供を行います。</p> <p>・市町村の居住支援体制整備や県内の居住支援法人の活動を支援するため福岡県居住支援協議会を開催します。</p>	2-(1)③	保護・援護課 住宅計画課
	支援対象者がサポートを受けながら、安全かつ安心で生活できる環境下で生活できるよう、シェアハウスやステップハウス等居住スペースを提供する民間団体と連携し、情報提供を行います。		男女共同参画推進課
就業の支援	ママと女性の就業支援センターにおいて、求職中や非正規の女性等を対象に個別相談や就職支援情報・保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催、求人開拓から就職あっせんまできめ細かな就職支援を実施します。	1-(1)① 2-(1)③	労働局就業支援課
	ひとり親サポートセンターにおいて、ママと女性の就業支援センターや公共職業安定所などと連携し、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、求人情報の提供まで一貫した就業支援を実施します。	2-(1)③	こども未来課
	公共職業安定所等と連携し、県高等技術専門校の施設内訓練や委託訓練による受講機会の確保を図るとともに、就職につながる効果的なコース内容とします。	2-(1)③	労働局職業能力開発課
ひとり親家庭への支援	<p>・養育費について、弁護士による無料法律相談や、電話による弁護士相談「養育費ひとり親110番」等を実施します。</p> <p>・ひとり親の養育費に関する公正証書等作成に係る費用や、養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用を補助します。</p>		こども未来課
	ひとり親家庭の親及び寡婦が疾病等のため一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な場合等に、家庭生活支援員を派遣します。		こども未来課
	ひとり親家庭の子どもを対象に大学生等のボランティアを派遣し、子どもの学習支援を行うとともに進学相談等に応じます。		こども未来課
女性自立支援施設での支援	困難な状況を抱える女性の自立を支援するための施設において、心身のケアやプライバシー保護のほか、生活支援や就労支援など継続的な自立支援を行います。	2-(1)③	男女共同参画推進課
福祉制度の情報提供	ひとり親家庭自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当、生活困窮者自立支援制度、生活保護など利用可能な福祉の制度について情報提供し、その活用を支援します。	2-(1)③	男女共同参画推進課 こども未来課 保護・援護課
民間団体等との連携	一時保護後なども地域において見守りが必要な支援対象者に対し、民間団体等と連携し、地域で自立し定着するための支援を実施します。	2-(1)③	男女共同参画推進課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
適正な情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における住民基本台帳及び国民健康保険等の窓口担当課に対し、閲覧制限などの適正な措置について継続的に周知します。 ・市町村の窓口職員に対する研修内容を充実させ、情報の取り扱いについての周知と理解を徹底します。 	2-(1)③	男女共同参画推進課 市町村振興局行財政支援課 医療保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等においては、幼児・児童・生徒の心のケアの実施や安全の確保及び個人情報の保護について教職員の理解と周知を進め、情報管理を徹底します。 	2-(1)③	教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課
法律相談に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚やこどもの親権、養育費、借金問題等、支援対象者の法的問題について、法律相談に同行するなど、適切な支援を行います。 ・支援対象者が法律相談の費用を準備できない場合は、日本司法支援センター（法テラス）等が実施する相談支援制度を紹介します。 	2-(1)③	男女共同参画推進課

③ 多様な主体との協働促進と支援体制の充実

- 女性支援に取り組む民間団体と情報や支援ノウハウの共有等を行うネットワーク構築を図ります。
- 市町村における困難を抱える女性への支援の充実のため、基本計画の策定、支援調整会議の設置及び女性相談支援員の配置に向けた支援を行います。
- 県内の関係機関等により構成する支援調整会議を設置し、困難を抱える女性への支援に関する情報共有を行うとともに、連携強化を図ります。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
支援活動を行う民間団体等とのネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な知見や経験を有する民間団体それぞれが強みを活かして連携できるよう、ネットワークを構築します。 ・困難を抱える女性への支援活動を行う団体等を対象に、現状や課題、関連制度等を学ぶ講座の開催や情報提供を行います。 ・民間団体が持つ豊富なノウハウを活かして、支援に携わる人材の養成等において、民間団体との協働を推進します。 		男女共同参画推進課
市町村の体制強化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の個人情報保護の徹底を図るとともに、市町村が実施する保健福祉や教育施策、住宅確保支援策の利用等が円滑にできるよう働きかけます。 ・市町村に対し、基本計画の策定、支援調整会議の設置、女性相談支援員の配置について、関連する情報の積極的な提供や助言などを行います。 	2-(1)①	男女共同参画推進課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
支援調整会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、支援機関等で構成する支援調整会議において、県全体の課題や総合的な支援策を協議するとともに、地域の課題を把握し、新たな施策の提言等に結びつけるなど、地域ブロック会議等と有機的に連携し、機能を強化します。 ・具体的な支援事例の検討や情報交換を通して、相談員間の連携強化及び資質の向上に努めます。 ・配偶者からの暴力防止連絡会議等の既存の会議体と併せた効果的な運営を行います。 	2-(1)①	男女共同参画推進課

④ 人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知

- 互いの人権を尊重する県民意識を醸成するため、学校、市町村等との連携を図りながら、学習機会の確保などに努めます。
- 様々な機会を活用し、広く県民に対して、ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた教育、研修や啓発を行います。
- 女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる支援制度について、積極的な周知を図ります。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
人権を尊重する県民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、行政職員・社会教育関係団体指導者・教職員等を対象に各種研修会の開催や、啓発活動に必要な関連情報の収集・提供を行い、男女共同参画の推進及び暴力を許さない視点を含めた人権啓発を行います。 ・性暴力根絶に向けた対応指針及び性暴力根絶条例に基づく各施策を周知します。 ・市町村に対し広報・啓発の取組の実施について働きかけを行います。 	2-(1)①	男女共同参画推進課 生活安全課 人権・同和対策局調整課 教育庁人権・同和教育課
	人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たす家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、子育てのあり方に関する資料や冊子の作成などを通して、家庭教育の支援に努めます。	2-(1)⑥	教育庁人権・同和教育課 教育庁社会教育課
	公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じて人権や男女共同参画に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育と社会教育との連携協力体制の構築を図り、人権を尊重する社会づくりが推進されるよう支援します。	2-(1)⑥	教育庁社会教育課 教育庁人権・同和教育課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
若年層に対する教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、命の大切さや自他を尊重する心や態度の育成について、人権教育、男女共同参画教育活動を推進するとともに、家庭や地域と連携した取組の充実を図ります。また、児童・生徒の発達段階に応じて、DVに関する正しい理解を進め、暴力を許さない意識を醸成する教育に取り組みます。 ・中学生や高校生、大学生等に対し、様々な機会を活用してDVに関する正しい理解を進めるとともに、DV防止に関する講座や、民間団体との連携による啓発事業の実施等を促進します。 ・「性暴力根絶条例」に基づき、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、児童・生徒の発達段階に応じ、性暴力の根絶等に関する総合的な教育を実施します。 ・様々な媒体を活用した若年層への効果的な啓発や相談窓口の周知を図ります。 	2-(1)⑥	男女共同参画推進課 生活安全課 教育庁高校教育課 教育庁義務教育課 教育庁特別支援教育課 教育庁人権・同和教育課
相談窓口及び支援制度等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の電話番号を記載したカードやインターネットなど、様々な媒体を効果的に活用するほか、女性支援に係る制度や相談窓口等を周知します。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、相談窓口の広報活動を行います。 	2-(1)①	男女共同参画推進課
男女共同参画表彰の実施	男女共同参画表彰の「困難な状況にある女性の自立支援部門」において、著しく功績があり他の模範となる取組を行っている県内の個人、団体等を表彰します。		男女共同参画推進課

⑤ 高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備

- 高齢期の女性が、地域で安心して暮らしていけるよう支援するとともに、それぞれの意思と能力に応じて、働くなど、活躍し続けることができるよう取り組みます。
- 障がいのある女性に対する虐待防止や雇用の推進を図るため、障がいに対する理解を深める啓発に取り組むとともに、障がいの特性に応じた就職支援を行います。
- 外国人女性が異なる言語や文化、価値観の違いから生じる壁や、地域での孤立といった困難に直面することがないよう、国際理解のための啓発を推進するとともに、外国語による各種情報提供や相談への対応を行います。
- 部落差別問題に加えて、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれられないよう、これらの人権課題についての正しい理解を深めるための啓発に取り組みます。
- 性的指向や性自認などを理由として困難な状況に置かれることのないよう、人権教育・啓発を推進するとともに、DV相談等においては、性的少数

者の被害者に適切に対応するため、性的少数者を対象とした専用の相談を実施します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
生涯現役社会づくりの推進	年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現するため、「高齢者の活躍の場の拡大」、「就業・社会参加支援」、「意識改革」に取り組みます。		労働局就業支援課
一人暮らし高齢者見守り活動	ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう地域における見守り活動を推進します。		高齢者地域包括ケア推進課
地域包括支援センターの機能強化	市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした地域包括システムの構築を図るための研修を実施します。		高齢者地域包括ケア推進課
高齢者の虐待防止・権利擁護	高齢者虐待防止に関する対応力向上を図るための研修を実施します。		高齢者地域包括ケア推進課
	施設職員を対象とした高齢者虐待防止に関する研修等を実施するとともに、身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催し、施設における身体拘束をなくす取組を推進します。		介護保険課
障がい者雇用の促進	事業主等を対象とした障がい者雇用に係る普及・啓発と、求職障がい者の就業支援及び在職障がい者の職場定着を図るための事業を実施します。		労働局就業支援課
障がいのある人の職業訓練	障がいのある人の職業能力開発、就職支援のため、福岡障害者職業能力開発校において施設内訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施します。		労働局職業能力開発課
障がい者の虐待防止・権利擁護の推進	市町村、障がい福祉サービス事業所等の職員を対象に障がい者虐待防止・権利擁護に関する知識・支援技術にかかる研修を実施します。		障がい福祉課 (障がい福祉サービス指導室)
障がいを理由とする差別の解消の推進 (県障がい者差別解消専門相談)	障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談に対応します。		障がい福祉課
外国語による各種情報提供	在住外国人の居住利便性を高めるため、ホームページやFM放送等により様々な情報を提供します。		国際局国際政策課
外国語による相談の実施	県と国等の海外人材専門機関が一体となった「FUKUOKA IS OPENセンター」を開設し、生活や就労、在留資格等に係る相談をワンストップで対応する体制を構築します。		国際局国際政策課
地域日本語教室運営ボランティア支援	県内在住の外国人にとって生活上不可欠な日本語の教室を運営しているボランティアを対象に、スキルアップセミナー等を実施します。		国際局国際政策課
公正採用選考啓発	公正な採用選考の実現のため、雇用主等に対する啓発を実施します。		労働局労働政策課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
人権教育・啓発の推進	<p>・「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき毎年度、実施計画を作成し、人権施策をより効果的に推進します。</p> <p>・女性や性的少数者を含めた様々な人権問題をテーマとした県民講座や人権啓発ラジオ番組により、県民の人権意識の高揚に取り組みます。</p> <p>・専門講師をあっせん・派遣し、地域や企業等における同和問題や女性の人権問題などに関する啓発に取り組みます。</p>		人権・同和対策局調整課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。		保護・援護課
総合相談・専門相談の実施	生き方や離婚・家族関係などすべての人が抱える広範囲な悩みに関する総合相談（電話・メール・面接）を実施します。総合相談のうち、専門家の助言が必要な場合には専門相談（法律相談、こころの健康相談）を実施します。	1-(1)① 2-(1)⑤	男女共同参画推進課
パートナーシップ宣誓制度推進	性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、令和4年4月1日から、福岡県パートナーシップ宣誓制度を開始しました。利用可能なサービスの拡充を図るため、市町村・民間企業等の理解を促進し、さらに性の多様性への理解を深めるための県民啓発に取り組みます。		人権・同和対策局調整課

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

① 生涯にわたる男女の健康支援

- 男女のライフサイクルに応じた健康支援を行うとともに女性特有のがんなどの疾患予防に取り組みます。
- 健康で長く働き活躍できるよう、ヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を促進します。
- 健康寿命を延ばし、一人ひとりが長生きしてよかったと実感できる社会を実現するため、生活習慣病の予防、改善に向けた取組を行います。
- 年齢性別を問わず、自殺防止に向けた相談や心の健康等の悩みの相談を受け付け、心身の健康維持に取り組みます。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
がん検診精度管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診協議会へ補助することにより、集団検診の普及向上、調査研究並びに教育等を実施します。 ・ マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修、乳がん検診精度管理委員会を開催します。 		がん感染症疾病対策課
がん検診受診率向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員やその家庭に対し、がん検診の受診を働きかける「働く世代をがんから守るがん対策サポート企業」を登録・支援します。また、がん検診の重要性を理解するよう、様々な広報媒体を活用し啓発します。 ・ 検診受診率向上のため、中小事業所に健康づくり実践アドバイザーを派遣します。 		がん感染症疾病対策課
ふくおか健康づくり県民運動	<p>県民の健康寿命の延伸を目指し、様々な分野の関係団体が一体となって、多様な事業を通じ、県民の自主的な健康づくりを県民運動として展開します。</p>		健康増進課
自殺防止総合相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺予防ホットラインを運営します。 ・ SNSのLINEを活用した相談窓口「きもちよりそうライン@ふくおかけん」を運営します。 		健康増進課 （こころの健康づくり推進室）
心の健康づくり推進	<p>保健福祉（環境）事務所及び精神保健福祉センターでの精神保健福祉相談を実施します。（電話、来所）</p>		健康増進課 （こころの健康づくり推進室）
エイズ・性感染症対策の推進	<p>エイズや性感染症に関する正確な情報の普及啓発、検査、相談、医療体制整備等を図ります。</p>		がん感染症疾病対策課
性と健康の相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県プレコンセプションケアセンターを設置し、相談業務、普及啓発（養護教諭等への研修）を通して男女問わずライフステージに応じた切れ目ない性や生殖に関する健康支援と正しい知識の発信を行います。 ・ 各保健福祉（環境）事務所に「不妊・不育と性の相談センター」を設置し、思春期からの人々を対象に性や妊娠に関する相談対応を行い、必要に応じて専門医相談に繋がります。また、流産・死産を経験した方の支援を行います。 ・ HTLV-1母子感染対策を実施します。 		子育て支援課
働く女性の健康を守る事業	<p>女性特有の健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が健康で長く働き、活躍できるよう、女性のヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を推進します。</p>	1-(1)② 1-(2)①	女性活躍推進課

② 妊娠・出産の健康支援

- 女性が安心して妊娠・出産するための支援や不妊治療への支援を行うとともに、性感染症対策や学校における性に関する指導の充実を図ります。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
子育て支援電話相談 （にんしんSOSふくおか）	妊娠期から育児期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。		子育て支援課
周産期医療対策	母子の身体や生命に影響が大きい周産期について、安心して快適に過ごせるよう周産期医療対策の充実を図ります。		医療指導課
不妊治療等支援	不妊症・不育症に関する医学的相談や、心の悩みに関する相談対応に応じ、精神的サポートを行うとともに、不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。		子育て支援課
学校における性に関する指導の充実	学校における性に関する指導充実のための県指導主事等研修会での周知及び保健主事研修会、養護教諭基本研修会等各種研修会を通じての指導を行います。		教育庁体育スポーツ健康課

（４）防災・復興における男女共同参画の推進

- 防災に関する政策・方針決定の場である防災会議における女性委員の増加や地域の防災を担う自主防災組織における女性の参画の促進に取り組むとともに、男女共同参画の視点を持って防災・復興に対応できる人材を育成します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
男女共同参画の視点をとり入れた防災・災害復興の企画立案	防災計画や各種対応マニュアルの策定、その他防災等の企画立案において、女性の参画を促進することで男女双方の視点に配慮するよう努めます。		防災危機管理局防災企画課
被災時の男女ニーズの違いの啓発、防災会議及び自主防災組織への女性の参画促進	・地域住民向け防災啓発事業の企画立案及び講演内容において、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。 ・市町村職員や自主防災組織のリーダー等に女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることの必要性を説明し、防災会議及び自主防災組織への女性の参画を促進します。		防災危機管理局防災企画課 防災危機管理局消防防災指導課
男女共同参画の視点を持った災害対応人材育成	避難所運営の実働訓練などにより、男女共同参画の視点をもって防災・復興に対応できる人材を育成し、平常時からの地域のコミュニティの男女共同参画を推進します。	1-(3)②	男女共同参画推進課
災害発生時の相談の実施	災害後、生活環境の変化に伴って生じる様々な問題（家族との関係の変化による不安やDVの発生、孤立や活力の低下による心身の不調等）に対応するため、電話やメール、面談等による相談を実施します。		男女共同参画推進課

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

<現状・課題>

- 誰もが、社会のあらゆる分野で自分に合った生き方を選択し、個人として持つ能力を発揮することができるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現は、活力ある地域社会を築くために重要であり、国際目標として国連サミットで採択され令和12(2030)年を年限とする「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に合致しているだけでなく、他のすべての目標に達成にも関わっています。
- 県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に『反対派』が約7割を占め、意識改革の進展はみられるものの、依然として約3割の人が賛成しており、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが示されています。
- 県民意識調査では、男女の地位が平等になっているかについて、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」において、男女ともに7割前後が男性優遇と回答しています。また、「職場」及び「学校教育の場」以外において男女間の認識に10ポイント以上の差が見られるなど、現状認識にギャップが存在しています。
- 男女で異なる役割分担により、女性だけでなく男性も不安や悩みを抱えたり、生きづらさを感じることもあり、そういった状況を社会全体で理解することが求められています。
- 就労の場、地域社会、学校、メディア等の様々な場面において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消する必要があり、報道機関をはじめとする各種メディアは、県民の意識に与える影響が大きいことから、ジェンダーの視点を持った報道や広報・広告が求められています。
- こどもの頃から、性別にとらわれず、誰もが自立した個人として互いの人格や個性を尊重し、自らの意思によって行動できるよう、こどもの成長段階に応じた包括的なジェンダー教育を求める意見もあります。
- 理工系学生に占める女性の割合が低いなど、進路に偏りがあり、女性の職業選択に大きな影響を与えています。誰もが固定的な性別役割分担意識にとらわれない主体的な進路、職業選択を可能とするキャリア教育、進路指導を行う必要があります。

<施策の方向>

(1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、報道機関と連携して広く県民に情報発信することにより、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する理解促進と意識改革に取り組みます。
- ジェンダー平等・男女共同参画について、SDGsの考え方も示しながら、幅広い層への啓発を行います。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
ジェンダー平等フォーラムの実施	ジェンダー平等・男女共同参画社会づくりに向け、県民一人ひとりに理解を深める機会と場を提供する「ジェンダー平等フォーラム」を開催します。		男女共同参画推進課
男女共同参画表彰の実施	県民、団体及び事業者の男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、条例で定める県男女共同参画の日（11月第4土曜日）にあわせ、男女共同参画の推進に関して著しく功績があり、他の模範と認められる取り組みを行っている県内の個人、団体、企業を表彰します。		男女共同参画推進課
県広報媒体におけるジェンダー平等・男女共同参画情報発信	ジェンダー平等・男女共同参画社会について、下記の媒体により県民に対し広報啓発を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・各戸配布広報紙「福岡県だより」 ・新聞紙面購入「福岡県からのお知らせ」 ・広報誌「グラフふくおか」 ・県政広報番組（テレビ・ラジオ） ・ふくおかインターネットテレビ 		県民情報広報課
ジェンダー平等・男女共同参画情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリーを運営し、ジェンダー平等・男女共同参画に関する図書、雑誌等の資料の収集、閲覧・貸出を行うとともに、定期情報誌紙の作成発行やインターネットを活用して、講座・セミナー案内、相談案内などの情報を提供します。 ・各分野で活躍する県内の女性ロールモデル等の情報をホームページ等で発信します。 		男女共同参画推進課
ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った行政広報の推進	行政広報・出版物について、固定的な性別役割分担に基づく表現などにならないよう「行政広報物における表現のガイドライン」等を用いて県や市町村の職員へ周知を図ります。		男女共同参画推進課
アンコンシャス・バイアスの認知と理解に向けた普及・啓発	アンコンシャス・バイアスへの認知と理解を深めるため啓発素材を作成し広報啓発を実施します。		男女共同参画推進課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
県民参加型のフォトメッセージ等を活用した意識啓発	ジェンダーギャップの実例や解消のためのアクション等に関するフォトメッセージや動画を県民から募集し、優秀作を表彰するとともに、受賞作を利用した意識啓発に取り組みます		男女共同参画推進課
若年層への啓発	小学校高学年から高校性向けの、本県のジェンダー平等の現状をまとめた参考資料「福岡県のジェンダー平等」を各学校に配付し、教育庁と連携してその活用を促します。		男女共同参画推進課
若い世代が将来の家庭や子育てについて考える機会の提供	・結婚や子育てについての理解を深めるため、教育現場と連携し、こどもが自らの将来について明確なビジョンを描けるよう、ライフプラン教育の取組を推進します。 ・次世代の親となる若い世代が将来の家庭や子育てについて考える機会を提供するため、中高生を対象とした直接的な乳幼児とのふれあい体験の実施を促進します。		こども未来課
施策におけるジェンダー平等・男女共同参画の視点確保	本県が実施する様々な政策分野において、ジェンダー平等・男女共同参画の視点を確保し、施策に反映していきます。		男女共同参画推進課
男性のための相談対応	男性のジェンダーに関する悩みに男性臨床心理士が対応するなど、生きづらさを抱える男性の相談できる場を提供し、心の負担軽減のための支援を行います。		男女共同参画推進課

（２）学校等教育現場におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

① ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進

- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めるとともに、教職員等のジェンダー平等・男女共同参画についての理解促進を図ります。
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、ともに家庭や地域を担い、社会において個性と能力を発揮するための教育を推進します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
ジェンダー平等・男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校において、発達段階に応じたジェンダー平等・男女共同参画教育を教育課程に位置付けるとともに、学校の教育活動全体を通して実施していくよう指導・助言します。 ・「男女共同参画教育指導の手引」（H31.3改訂）の活用を通じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、男女平等の意識を高めるとともに一人一人の個性や能力を伸ばし、発揮させるよう指導の充実を図ります。 ・市町村教育委員会に対してジェンダー平等・男女共同参画教育に関する指導・助言、情報提供を行います。 ・高等学校においては、学校の教育活動全体を通して実施していくよう指導・助言します。 		教育庁義務教育課 教育庁高校教育課
	男女平等観に立った教育の充実について、私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
家庭科等の学習内容・方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校家庭科では、生活に必要な知識と技能を習得させるとともに、男女が協力して家庭生活を築き、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を養うよう指導の充実を図ります。 ・中学校技術・家庭科の家庭分野では、生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに男女が協力して家庭生活を築き、生活をよりよくしようとする能力と態度を養うよう指導の充実を図ります。 		教育庁義務教育課
	高等学校家庭科の学習においては、共に協力して家庭を築くことの意義や重要性について理解を深めることができるように学習の充実を図ります。		教育庁高校教育課 私学振興・青少年育成局私学振興課
	学校における家庭科の学習内容・方法の充実について私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
校長等管理職へのジェンダー平等・男女共同参画の理解促進	校長等管理職研修会で、ジェンダー平等・男女共同参画の基本理念やジェンダー平等・男女共同参画教育の視点を取り入れた学校経営等についての研修を継続します。		教育庁義務教育課
	高等学校においては、各研修会において、ジェンダー平等・男女共同参画についての講義等を盛り込み、その充実・推進を図ります。		教育庁高校教育課
	福岡県私学協会の主催する各種研修会において、私学協会を通じて、私立学校に情報提供及び助言を行います。		私学振興・青少年育成局私学振興課
男女平等の視点に立った学校内慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事等は、児童生徒の発達段階に応じて進め、実施に当たっては、社会慣行としての性別による偏りにとらわれないよう指導内容や指導方法を検討し、見直ししながら推進するよう指導・助言を行います。 ・男女混合名簿の使用状況等を把握し、使用目的、使用方法、使用する際の配慮等について指導・助言を行います。 		教育庁義務教育課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
男女平等の視点に立った学校内慣行の見直し	文部科学省等の依頼に基づき、私立学校に対して情報を提供します。		私学振興・青少年育成局私学振興課
人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な研修会の中で、女性の人権に関する問題を取り上げます。また、人権教育教材『かがやき』『あおぞら』『あおぞら2』の活用等を通し、女性の人権に関する問題の解決を目指した教育の推進に努めます。性同一性障害やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒の心情等に配慮した対応を進めるよう、主管研修等において周知します。 ・人権・同和教育冊子等を作成・発行します（女性の人権尊重やジェンダー平等・男女共同参画社会の形成に関する内容も含む。）。 ・県内における人権教育の推進及び充実が図られるよう、各種研修会を実施します。 		教育庁人権・同和教育課

② ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、性別に関わらず誰もが社会性や勤労観・職業観をはぐくみ、主体的に進路を選択できる力を身に付けることができるよう、進路指導の充実を図るとともに、就労体験やインターンシップなど各成長段階に合わせたキャリア教育を実施します。

【主要な施策、事業、取組】

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
キャリア教育・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、児童生徒が将来に対する目的意識を持ち、主体的に自己の進路を選択決定して自己実現ができる能力や態度を育てるために、職業選択を自立の基礎として位置付けた進路指導の充実を図り、キャリア教育の視点に立った教育活動を推進します。 ・文部科学省作成の「キャリア教育の手引き」を活用し、一人一人の個性や能力に応じた進路指導の充実を図ります。 ・進路指導に関する調査や関係諸機関との連携の在り方の研究を行い、進路指導の充実に係る研修会への指導・助言を行います。 		教育庁義務教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校においては、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的に進路指導が行えるよう指導します。 ・文部科学省作成の「キャリア教育の手引」を活用し、生徒の能力・適性及び進路希望等の多様化に伴い、各学校において適切な進路指導に関する手引きを作成するように指導します。 ・進路指導主事に対して、その職務に必要な研修を実施します。 		教育庁高校教育課

施策・事業等名	施策・事業等の概要	事業再掲	所管課（室）名
キャリア教育・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育・進路指導に関する情報提供を私立学校に対して行います。 ・福岡県私学協会の主催する各種研修会において、私学協会を通じて、私立学校に情報提供及び助言を行います。 		私学振興・青少年育成局私学振興課
高校生キャリア教育の推進	望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるよう、各種経済団体等との連携を深め、社会人講座をインターンシップ前に実施するなど、働く意義を理解させ、インターンシップの取組を充実させます。		教育庁高校教育課
勤労教育、就労体験の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、全校美化の行事、各種勤労体験や生産活動、ボランティア活動等を学校行事として教育課程に位置付け、勤労の大切さを体得させる指導の充実を図ります。 ・総合的な学習の時間等において、職場体験活動、地域奉仕活動、環境美化活動等を取り入れる等、働く喜びを味わわせるとともに、勤労観、職業観等の育成を目指して勤労体験を一層促進します。 		教育庁義務教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校においては、学校の教育活動の中で、生徒が勤労に対する意識を高められるような機会を設定し、キャリアガイダンスが充実するように推進します。 ・インターンシップ（就業体験）の充実と推進を図ります。 		教育庁高校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に対して勤労教育や就労体験について情報を提供します。 ・私立高校生インターンシップを県庁で受け入れます。 		私学振興・青少年育成局私学振興課
県内国立大学との連携・協力	県内国立大学と連携し、高校生対象のセミナーを実施します。また、女子生徒の理工系等への関心を高める資料の提供などを行います。		教育庁高校教育課

第3部 推進体制

第6次計画のジェンダー平等・男女共同参画推進に関する施策を着実に実施していくため、全庁的な企画調整や進捗管理を行うとともに、市町村や関係団体等と連携・協働する体制を確保し、県民の協力と理解を得て推進します。

1 福岡県男女共同参画審議会

福岡県男女共同参画推進条例に基づき設置されており、福岡県男女共同参画計画の策定や進捗状況などの県の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査審議を行います。また、県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や男女共同参画に係る苦情の処理について意見を述べます。

2 福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議

福岡県のジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた施策について、関係部局相互間の事務の緊要な連絡を図り、総合的な対策を推進するため、知事を会長とする福岡県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議を設置しています。男女共同参画計画の毎年度の進捗管理や施策のとりまとめを行い、全庁的な企画調整を行うことにより、施策の効果的な推進を図ります。

3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」の機能強化

男女共同参画センターは、ジェンダー平等・男女共同参画に関する情報の提供、調査研究、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供しています。

福岡県男女共同参画センター「あすばる」は、独立行政法人男女共同参画機構、市町村、市町村の男女共同参画センター、関係機関等との連携を深め、ジェンダー平等・男女共同参画社会づくりを進める拠点として、機能の充実強化を図ります。

4 市町村や関係団体との連携強化

男女共同参画行政担当課長等が参加する市町村男女共同参画行政担当課長会議を開催し、定期的な情報交換等を行いながら、県及び市町村が連携し、ジェンダー平等・男女共同参画社会づくりのための施策を推進します。

行政、経済団体、関係団体により構成する「福岡県女性の活躍応援協議会」において、女性の活躍に向けた気運の醸成や、組織トップの意識改革、男女ともに仕事と生活を両立できる環境づくりなどを一体となって推進します。

行政、支援機関等により構成する「福岡県困難な問題を抱える女性等支援調整会議」において、課題や施策の実施状況等の情報共有を図りながら、緊密な連携・協働により、DV被害者や困難な問題を抱える女性の支援を推進します。

成果指標一覧

柱1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現

- (1) 働く場における女性の活躍推進
- (2) 誰もが希望に応じて働ける環境づくり
- (3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進
- (4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

指 標		現状 (R6年度)	6次目標 (R12年度)
男女間の賃金格差		74.9	80
25歳～44歳の女性の就業率		80.6% (R4年度)	86%
25歳～44歳の女性就業者に占める「正規職員・従業員」の割合		55.4% (R4年度)	65% (R9年度)
県・市町村・県内事業所等における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合		17.9% (R4年度)	24% (R9年度)
県の管理職等に占める女性の割合	(知 事)課長相当職以上	24.5% (R7.4)	40% (R11年度)
	(教育庁)課長相当職以上	27.6% (R7.4)	40%
全警察官に占める女性警察官の割合		11% (R7.4)	14% (R13.4)
ママと女性の就業支援センターによる就職者数		827人 (R6年度) 2,621人 (R3～R6)	5,000人 (R8～R12)
起業家に占める女性の割合		20.6% (R4年度)	30% (R9年度)
Bloom福岡「福岡ウィメンズBizネットワーク」会員数		4人	85人
男性の育児休業取得率		49.5%	90%
パートナー(配偶者)が家事に主体的に参画していると回答した女性の割合		-	90%
保育所等利用待機児童数		29人 (R7.4)	0人 (R12.4)
自治会長における女性の割合		10.9%	14%
経営参画する女性農業者数		402人	550人
女性農業委員数		125人	145人
県審議会等委員に占める女性の割合		41.4% (R7年度)	42%
市町村審議会等委員に占める女性の割合		34.8% (R6.4)	40%

※太枠は、柱全体の総合的な目標となる成果指標

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

- (1) ジェンダーに基づく暴力の根絶
- (2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援
- (3) 生涯を通じた男女の健康支援
- (4) 防災・復興における男女共同参画の推進

指 標	現状 (R6年度)	6次目標 (R12年度)
DV被害をどこ(だれ)にも相談しなかったと回答した人の割合	64.3%	30%以下
困難な問題を抱える女性のうち、抱えている問題についてどこ(だれ)にも相談しなかったと回答した人の割合	44.7%	30%以下
DV相談窓口についての周知度	49.8%	90%
女性相談窓口についての周知度	51.0%	90%
困難な問題を抱える女性への支援に係る市町村基本計画を策定した市町村数	6団体	60団体
支援調整会議を設置した市町村数	9団体 (R7.4)	60団体
福岡県女性支援団体ネットワークの参加団体数	30団体	41団体
デートDV講座を実施した学校の割合(中学・高校)	-	50%
がん検診受診率	子宮頸がん 42.6% 乳がん 44.7% 胃がん 40.4% 肺がん 44.4% 大腸がん 42.1% (R4年度)	60% (R11年度)
県防災会議委員に占める女性の割合	25% (R7.11)	30%
市町村防災会議の委員に女性がいる市町村数	52団体	60団体

※太枠は、柱全体の総合的な目標となる成果指標

柱3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

- (1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革
- (2) 学校等教育現場におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

指 標	現状 (R6年度)	6次目標 (R12年度)
社会全体でみた場合の男女の地位について平等と回答した人の割合	13.3%	25%
「男は仕事、女は家庭」という考え方(性別役割分担)に賛成しない人の割合	67.7%	80%

※太枠は、柱全体の総合的な目標となる成果指標

福岡県男女共同参画審議会での審議状況

日にち	会議等種別	内容
令和7年 5月28日	審議会	○福岡県知事からの諮問 「第6次福岡県男女共同参画計画の考え方について」 ○部会の設置について ○部会委員の選出について
	計画第一部会 計画第二部会	○部会長の選出について ○第6次福岡県男女共同参画計画の策定について
8月6日	計画第一部会	○第5次福岡県男女共同参画計画の実施状況について ○第6次福岡県男女共同参画計画の施策体系について
8月20日	計画第二部会	○第5次福岡県男女共同参画計画の実施状況について ○第6次福岡県男女共同参画計画の施策体系について
8月27日	審議会	○第5次福岡県男女共同参画計画の実施状況について ○第6次福岡県男女共同参画計画の施策体系について
10月17日	計画第二部会	○第6次福岡県男女共同参画計画（素案）について
10月22日	計画第一部会	○第6次福岡県男女共同参画計画（素案）について
10月28日	審議会	○第6次福岡県男女共同参画計画（素案）について
令和8年 1月7日	計画第一部会	○第6次福岡県男女共同参画計画の考え方（答申案）について
1月9日	計画第二部会	○第6次福岡県男女共同参画計画の考え方（答申案）について
1月14日	審議会	○第6次福岡県男女共同参画計画の考え方（答申案）について
1月19日	答申	○福岡県知事へ答申 「第6次福岡県男女共同参画計画の考え方について」

（参考）意見募集（パブリックコメント）の結果

- 意見募集期間 令和7年11月21日から12月5日まで
- 意見件数 19件

福岡県男女共同参画審議会委員名簿

(令和8年1月19日現在 50音順 敬称略)

氏名	所属団体等	備考
飯塚 一郎	日本放送協会福岡放送局 コンテンツセンター専任部長	
石川 一仁	福岡県立小倉高等学校 校長	
一宮 仁	公益社団法人福岡県医師会 副会長	
大久保 千穂	タカハ機工(株) 代表取締役社長	
加藤 聖子	九州大学医学研究院 教授	審議会会長 計画第一部会長
清田 徳明	TOTO(株) 代表取締役会長	
合力 知工	福岡大学商学部 教授	
櫻 たかこ	【公募委員】	
佐藤 有里子	一般社団法人 umau. 会長	
志柿 敏隆	日本労働組合総連合会福岡県連合会 副事務局長	
谷口 洋子	【公募委員】	
中村 珠美	大牟田市副市長	
花岡 志乃	篠栗町消防団女性消防隊 隊長	
原田 泰伸	福岡労働局雇用環境・均等部指導課長	
栴尾 美栄子	北九州市立男女共同参画センター 所長	
光安 正哉	福岡県弁護士会	
宮崎 聖子	福岡女子大学 教授	
森島 孝	NPO 法人ファザーリング・ジャパン九州 代表理事	
山本 美穂	【公募委員】	
横山 美栄子	NPO 法人福岡ジェンダー研究所 理事	計画第二部会長